

経済産業省委託事業

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

2014 年 3 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

IP FORWARD

目 次

一. 調査目的・背景	1
二. ASEAN 諸国における模倣被害の概況	2
1. 総論	2
2. ASEAN 各国の被害概況	3
(1) インドネシア	3
(2) タイ	9
(3) ベトナム	13
(5) フィリピン	24
(6) シンガポール	29
(7) ミャンマー・ラオス・カンボジア・ブルネイ	33
3. 中国から ASEAN 各国への模倣品の流通	35
① 中国から中国外への模倣品流出	35
② 中国から ASEAN 諸国への模倣品の流入	36
③ 中国から ASEAN への模倣品流入の流れ	39
④ 中国から ASEAN 諸国への模倣品流出の防止策	45
三. ASEAN における模倣被害の実態	48
1. 調査仕様	48
2. 被害事例	49
3. 実態調査結果	52
① インドネシア/Jaya Mandiri Electric	52
② 実態調査結果/タイ/Banleng Tractor	60
③ 実態調査結果/ベトナム/Hoang Phat Co., Ltd	65
4. 小括	69
四. 調査結果総括及び効果的対応方法	70

一．調査目的・背景

本調査は、以下の ASEAN 諸国における模倣品及び海賊版の消費・流通実態についての調査を行い、被害状況を明らかにするとともに、流通実態を明らかにして権利者が有効な対策が取れる基盤情報を提供することを目指すものである。

				
インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	マレーシア
				
ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア

調査項目としては、各国において、模倣品による被害状況（例えば製品分野別の被害額、製品分野別の被害の特徴、このうちさらに日本製品の模倣品被害額等）を調査し、また、各国において海賊版による被害状況（例えば被害総額、被害の特徴、このうちさらに日本製品の海賊版被害額等）を調査するものとする。

また、各国における、模倣品及び海賊版の流通源を調査対象とし、この流通源からどのような経路を介して販売先まで模倣品及び海賊版が流通したかを調査するとともに、流通源が国外である場合、どのような流通ルートを通じて当該国に流入し、流入後、販売先まで流通したかを調査する。また、例えば国別、製品分野別にどのような流通源、流通ルートが多いのか、及び、税関での模倣品、海賊版の差止状況についても検討対象とする。

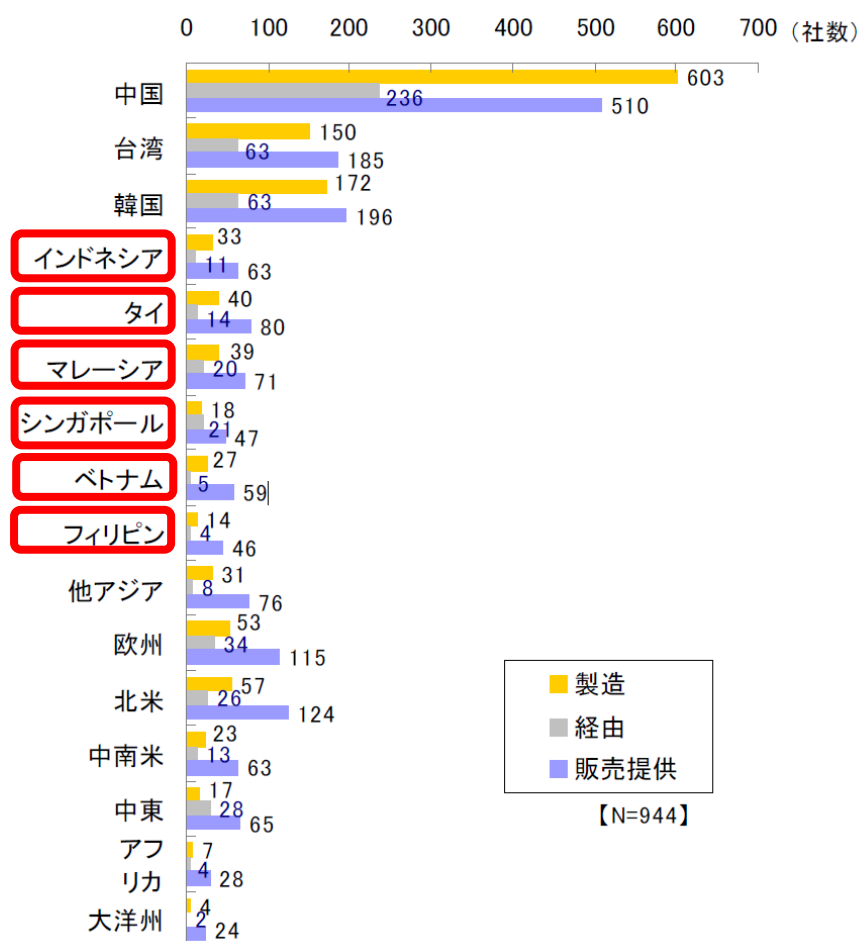
また、調査結果を総括して、模倣品の流通源たる中国から ASEAN への模倣品の流通実態構造、及び、これに対する日本企業の効果的な対策方法を取りまとめる。

二. ASEAN 諸国における模倣被害の概況

1. 総論

近年、ASEAN における模倣被害も増えつつあるが、以下の表にもあるとおり、中国、台湾、韓国等について、ASEAN 諸国における模倣被害が多くなっており、ASEAN 全体でみた場合、中国に次ぐ模倣被害地域となってきたことがわかる。

【海外において模倣被害を受けた国・地域】



(出典：特許庁「2011年度模倣品被害調査報告書」)

2. ASEAN 各国の被害概況

(1) インドネシア



① 模倣品の流通実態

- 腕時計、携帯電話関連部品、自動車部品、化粧品、香水、医薬品、プリンター、インクカートリッジ、飲料、煙草、皮製品、靴、潤滑油、電気製品など、様々な模倣品が広く出回っている
- 特に、医薬品の模倣品は、生命・身体に直接重大な影響を及ぼしうるものであることから、大きな社会問題ともなっている
- 模倣の対象となっているのは外国企業の製品にとどまらず、国内企業の製品も模倣の対象とされる例も増えてきている
- スラバヤ（ジャワ島東部）、メダン（スマトラ島）、スマラン（ジャワ島中部）、バリクパパン（カリマンタン島）などは、模倣品が多く流通している
- 電気製品、自動車部品の模倣品は、首都ジャカルタより、地方都市でより多く流通している
- 首都ジャカルタには、東南アジア最大級のショッピングモールがあり、特に多くの模倣品や海賊版が販売されている
- これらの模倣品が現地の消費者、マレーシア、シンガポールなどの諸外国からの旅行者向けに多く販売されている
- 西ジャワ州バンドンなど等観光都市のショッピングモールにおいても、同様に模倣品が多く販売されているまた、海賊版は依然として至る所で流通しているほか、キャラクターを無断で複製する製品も多く流通しており、これらは玩具、文具、雑貨、衣類等の分野で模倣品が多く見られる

【模倣品が出回っている主な都市】



- これらの模倣品は、中国から流入するもの、マレーシアなどの周辺国を経由し流入するものがあるが前者が多い
- ジャカルタ、スラバヤ、メダン等模倣品が出回っている都市は、インドネシア有数の港湾となっており、これらの港湾へ、国外より海運ルートで流入している
- その後、模倣品の加工が必要な製品は、加工業者の下に一度集約され、各地方都市の卸売業者等を経て全国の販売業者へと模倣品が拡散している

【流通ルート】



i 海路・他国経由

- ・ 中国⇒マレーシア⇒メダン⇒ジャカルタへ流入するルート
- ・ 中国⇒ジャカルタへ流入するルート
- ・ 中国⇒スラバヤへ流入するルート

② エンフォースメントの実情

i 法制度

- インドネシアにおいては、以下のとおり、公的機関によるエンフォースメントとして、刑事摘発、税関差止がある
- 税関差止については、実務上、法執行が必ずしも徹底されていないところもある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		商標法、特許法、著作権法	○	○	○
税関差止	税関		税関法等	○	○	×

〈刑事摘発〉

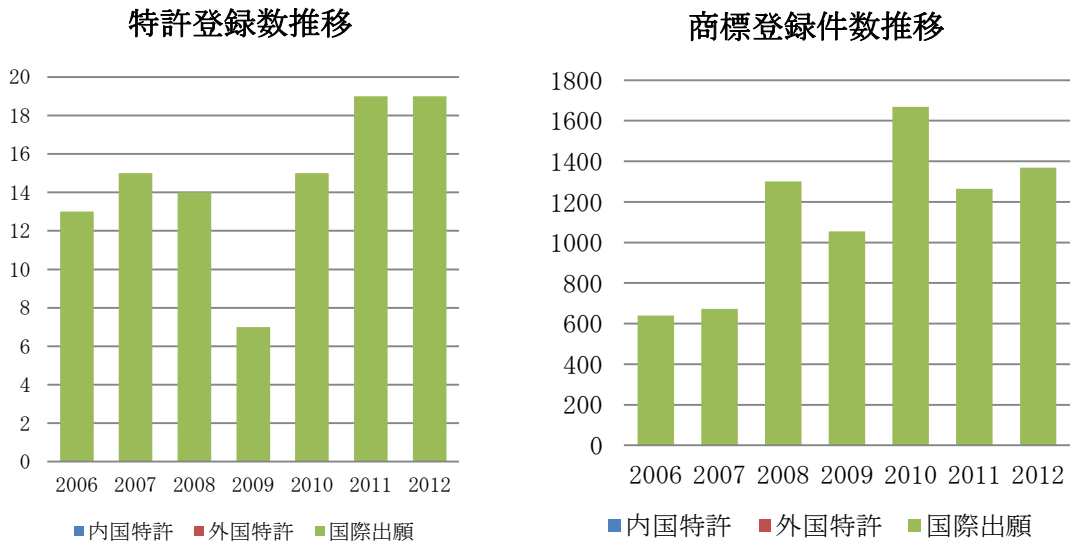
- 意匠法においても刑事罰が定められており上記に加え、この点も刑事摘発が考えられる
- 商標法、特許法、意匠法侵害については親告罪であるが、著作権法侵害については親告罪でない
- 商標法、著作権法、特許法上、警察の捜査員に加え、知的財産総局にも一定の捜査権限が与えられており、これにより、調査や必要な措置をとることが可能とされている（もともと、知的財産総局は捜査に協力するのみで刑事摘発の一環であり、刑事処罰とは別に、独立した行政処罰手続きが存在するわけではない）

〈税関差止〉

- 著作権、商標権を侵害する製品に対してのみ差止が可能
- 制度上、権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能だが、前述のとおり、実務上、税関差し止めは全体的に実効的に実施されていない

ii エンフォースメント状況

- インドネシアにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり



{出典：WIPO}

※WIPO において、国際出願にかかるデータのみ把握されているため、上記は、この点のみを取りまとめたものとなっている。

- インドネシアにおける摘発件数は、以下の一覧表のとおり増加傾向にある
- 特に、著作権侵害に関するものが増加しており、この点は、権利意識の高まりとともに、まず、登録等なく発生する著作権について先に件数が増加している可能性があり、そうだとすれば、同表は、2007年7月までのデータとなっているが、現在も増加傾向が続いているものと考えられる

【知的財産侵害事件摘発統計】

	著作権	特許	商標	意匠	営業秘密	合計
2003	343	不明	28	不明	—	不明
2004	199	1	61	5	0	266
2005	429	4	63	9	0	503

2006	1443	0	69	9	1	1522
2007.7 月まで	286	0	11	1	0	298

(出典：インドネシア国家警察特殊犯罪捜査局産業犯罪部)

(2) タイ



① 模倣品の流通実態

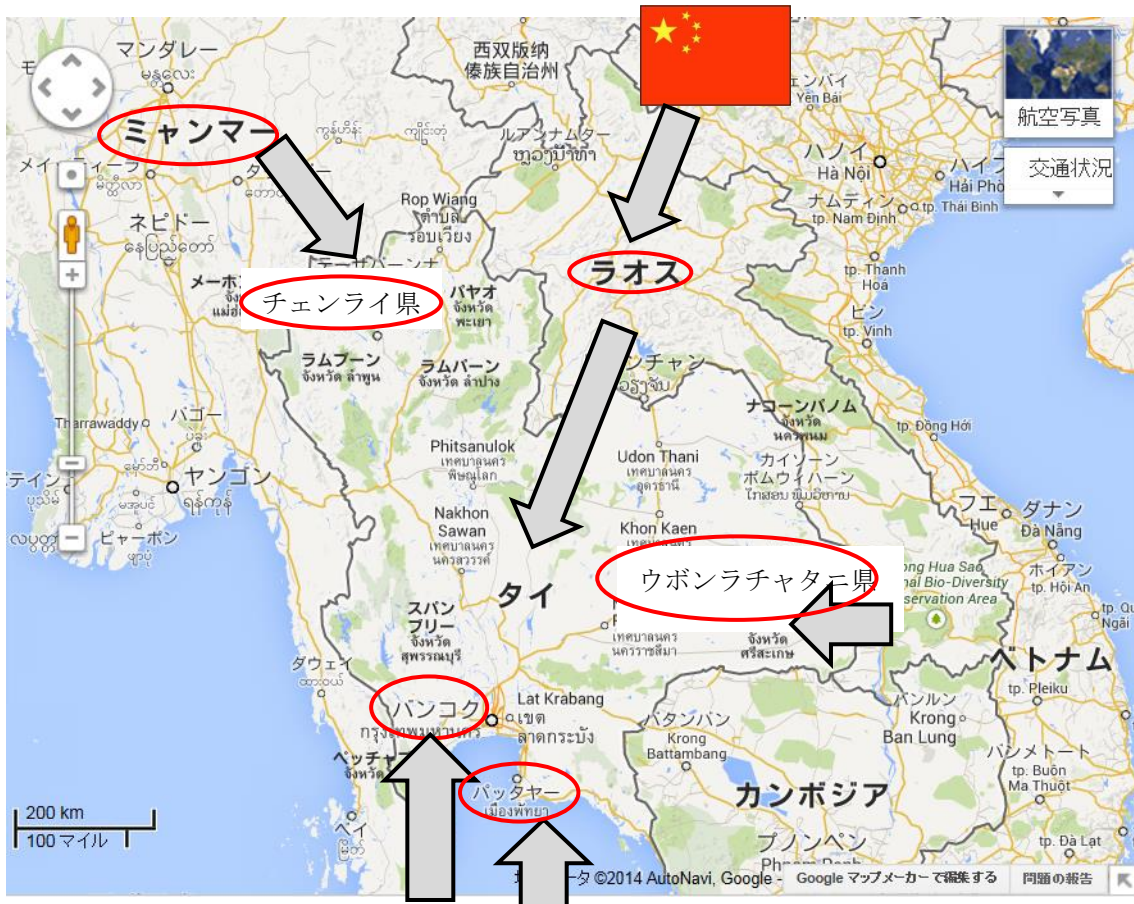
- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が広く出回っている
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行者も購入するような模倣品は、バンコク市内のパッポン通り、スクンビット通り、パッタヤーなどで多く流通しており、ショッピングセンターや、出店等で販売されている
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、上記以外にも各地で、様々な販売形態にて販売されている

【模倣品が出回っている主な都市】



- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、ほとんどの模倣品は中国から流入されたものと考えられている
- タイ税関によると、税関が把握している限り、タイで流通している模倣品の約 90%は中国製だとされている
- 輸出品の差止制度がないこともあり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある
- 国境付近では、プーケット（タイ・マレーシアの国境）、ウボンラチャタニ県（タイーラオス国境域）、チェンライ県（タイーミャンマー国境域）等が、模倣品流入の多い地域となっている

【流通ルート】



i 海路

- ・中国からバンコク、パッタヤー等へ流入するルート

ii 海路ないし陸路・他国経由

- ・ラオス国境域から、ウボンラチャタニ県へ流入するルート
- ・ミャンマー国境域から、チェンライ県へ流入するルート
- ・中国からラオス、タイへ流入するルート

② エンフォースメントの実情

i 法制度

- タイにおいては、以下のとおり、公的機関によるエンフォースメントとして、公安摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

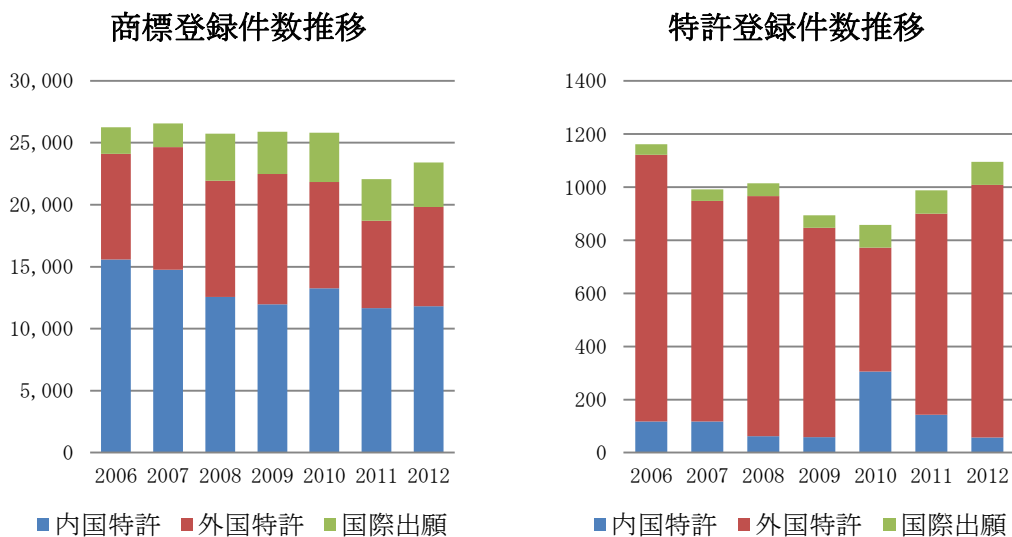
手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		商標法、著作権法、特許・意匠法	○	○	○
税関差止	税関		税関法等	○	○	×

〈税関差止〉

- 所定の税関登録手続あり
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能

ii エンフォースメント状況

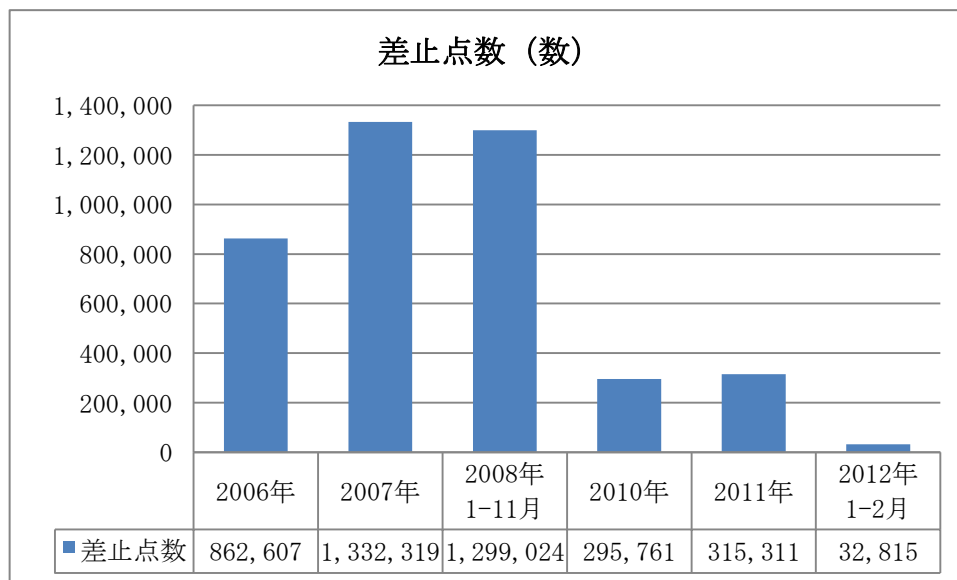
- タイにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり



(出典：WIPO)

- タイにおけるエンフォースメントの例は以下のとおり

【税関法による知的財産権侵害による差止点数】



(出典：タイ国税関)

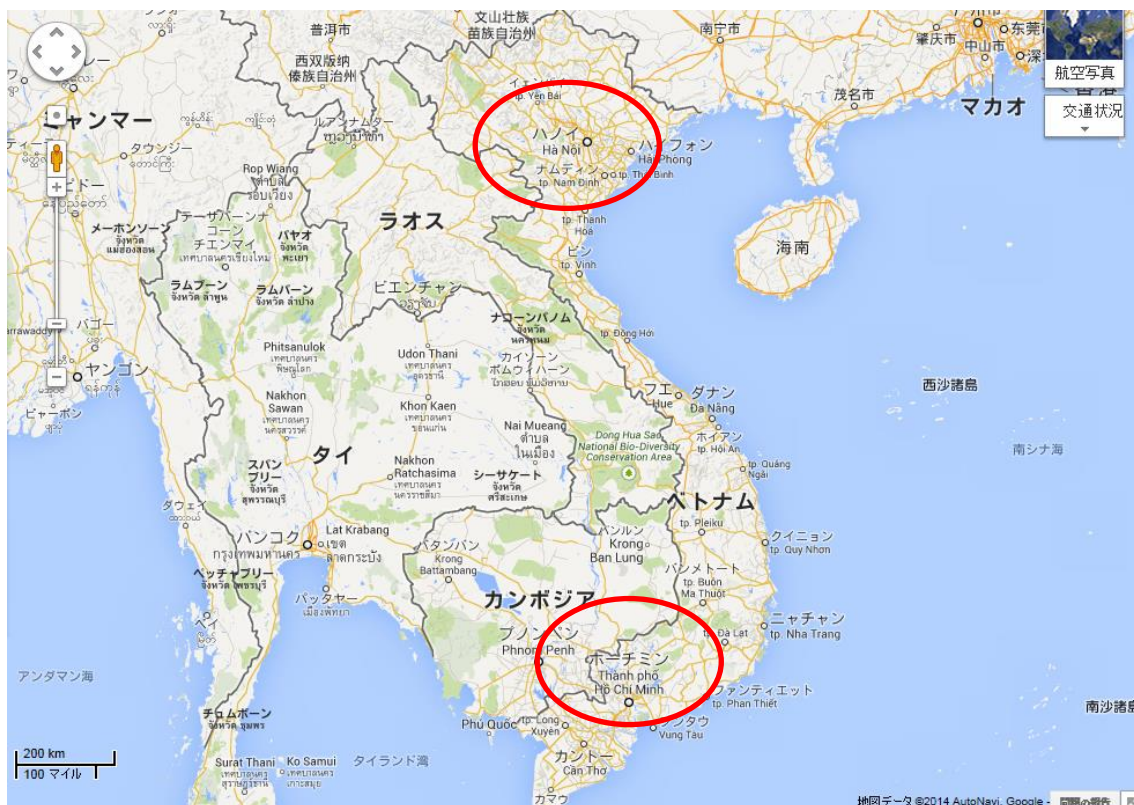
(3) ベトナム



① 模倣品の流通実態

- ハノイを中心とする北部、ホーチミンを中心とするホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でも、消耗品や衣類、時計、カバン等の模倣品が多い
- ベトナムのホーチミン付近にはフリートレードゾーン¹があり、模倣品、海賊版の流通ルートとなっている

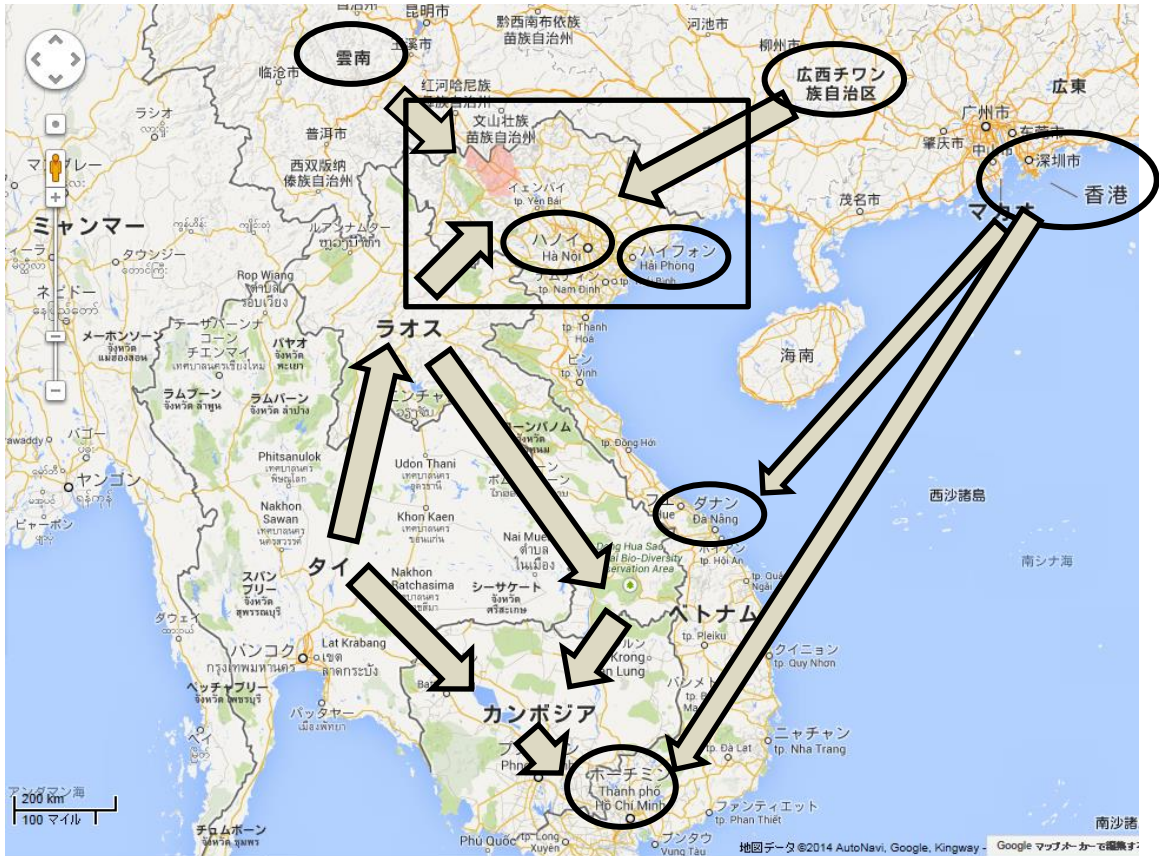
【模倣品が出回っている主な都市】



¹ フリートレードゾーン (FTZ) は、一般に、港湾近く等の場所で、税関による管理が存在しない、あるいはゆるやかな管理しか存在しない区域であり、本来、貿易促進等を目的とするものであるが、模倣品・海賊版の流通業者に悪用されていることが多い。

- 模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、国外から、主に中国から流入しているといわれている
- 一部の衣料品等に関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている
- 模倣品流入ルートは、①陸路、②海路、③他国経由と、様々である

【流通ルート】





i 陸路

- ・中国雲南省⇒ラオカイ省ラオカイ市へ流入するルート
- ・中国江西チワン族自治区⇒ランソン省ランソン市へ流入するルート
- ・中国江西チワン族自治区⇒クアンニン省モンカイ市へ流入するルート

ii 海路

- ・中国香港⇒ハイフォン（ベトナム北部最大の湾港）へ流入するルート
- ・中国香港⇒ホーチミンへ流入するルート
- ・中国香港⇒ダナン（主要な港湾都市）へ流入するルート

iii 他国経由

- ・中国⇒タイ・ラオス⇒ベトナム北部へ流入するルート
- ・中国⇒タイ・カンボジア⇒ベトナム南部メコンデルタ周辺へ流入するルート

② エンフォースメントの実情

i 法制度

- ベトナムにおいては、以下のとおり、公的機関によるエンフォースメントとして、公安摘発、行政摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		刑法	○	○	×
行政摘発	市場管理部		法令 97	○	○	×
税関差止	税関		知的財産法	○	○	○

〈行政摘発〉

- 比較的利用しやすく、ベトナムにおける模倣対策の重要な一手段となっている
- 一般に 20 万円前後の費用にて摘発が実施できるケースも多い
- 市場管理部と警察がチームとなって行う場合も少なくない
- 市場管理部は、食品の安全や農薬・医薬品・化粧品等の人体に直接用いる者の安全性の監視やインフレ防止等の市場管理が主要な責務であることから、人的リソースの問題等もあり、そのため、被害の大きさを強調する、あるいは、コネクションのある代理人を選択する等の対応も重要となる

〈刑事摘発〉

- 商標・地理的表示・著作権の侵害、不正競争等について刑事罰が規定されている

- これらの侵害者に対しては、罰金、懲役等の刑罰が科される
- 法人の刑事責任は規定されていない
- 対応する真正品の価値が 3 千万ドン以上といった基準や、組織化されたもの、危険な累犯といった所定の状況に該当するものは刑事罰の対象となり得るとする刑事訴追基準²の定めがある

〈税関差止〉

- 所定の税関登録手続あり
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能

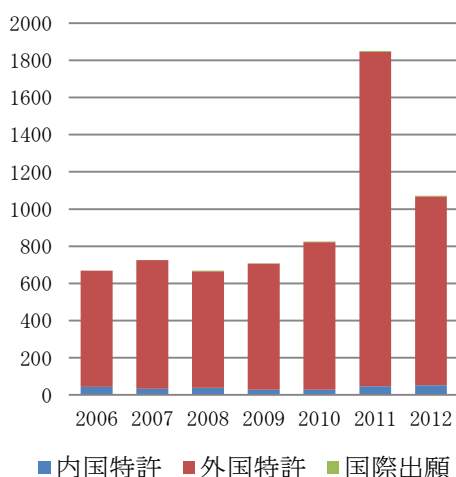
〈その他〉

- 知的財産権侵害に関する訴訟件数は多くない

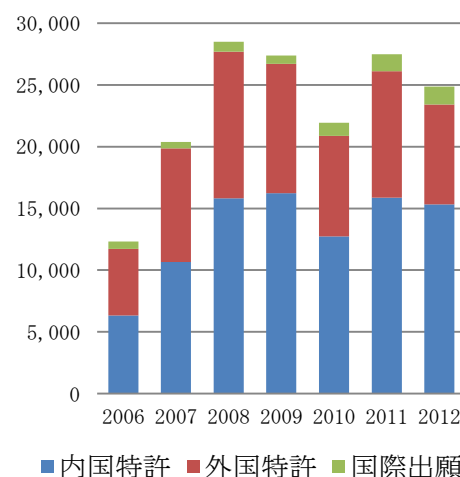
ii エンフォースメント状況

- ベトナムにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり
- 年によるバラつきがあるものの、徐々に増えてきている

特許登録件数推移



商標登録件数推移



² 一般に、同一の違法行為に対して、行政処罰と刑事処罰が規定されている場合、違法行為の程度が低い行為には行政処罰、程度が重い行為には刑事処罰が科されることが多いが、一定の金額等の基準を設定して、両者の適用場面を規定している国も多いが、本報告書では、同金額等の基準を「刑事訴追基準」と言う。

(出典：WIPO)

- 2011年には全国で1,561件の商標権侵害案件があり、それに対する罰金は90億ベトナムドンにのぼるとされている

(<http://vietnam.caexpo.com/jmzx/2011/11/15/3546583.html> 参照)

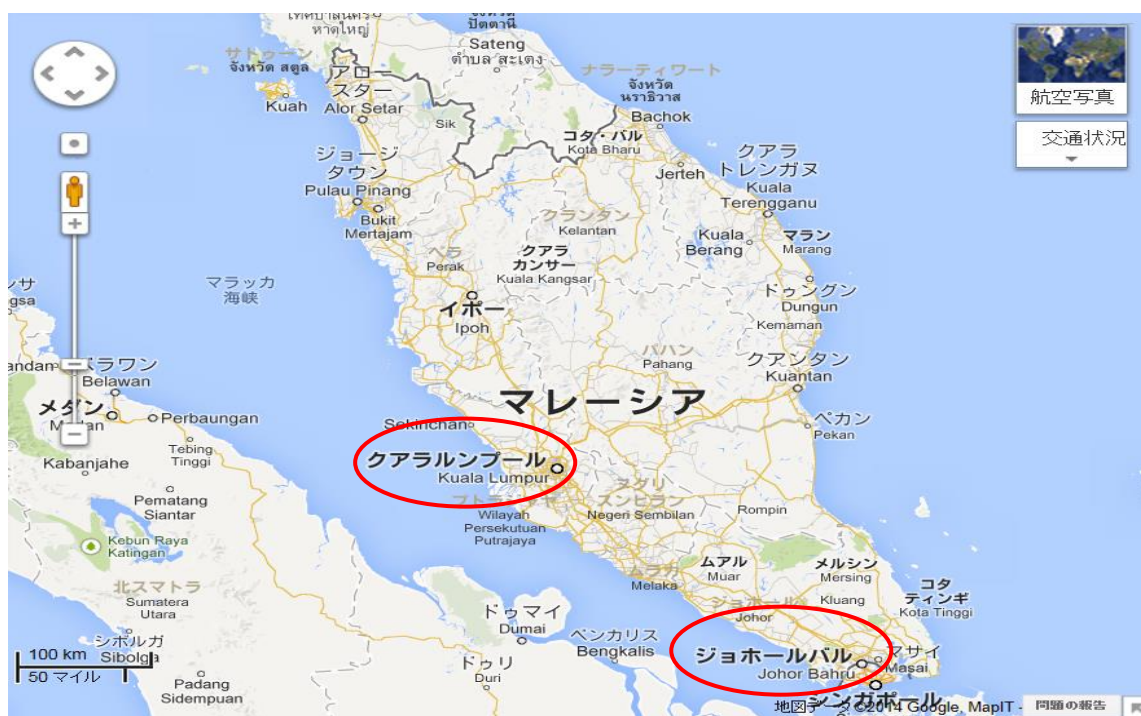
(4) マレーシア



① 模倣品の流通実態

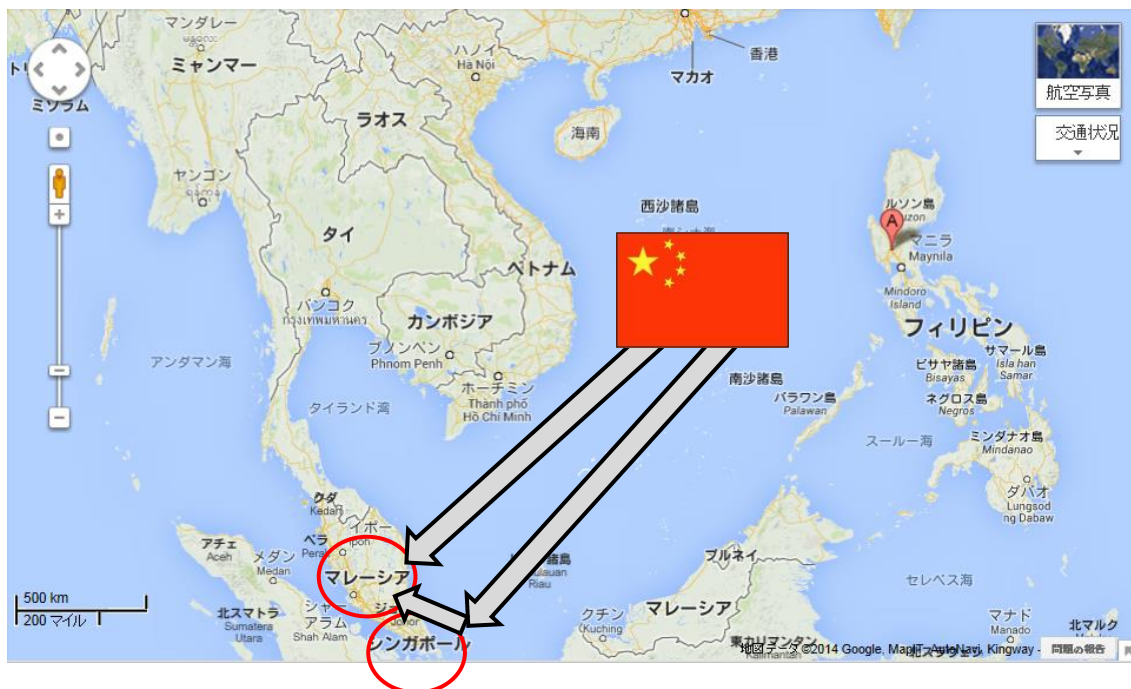
- ソフトウェア等のディスクの模倣品（海賊版）が製造されており、この点は、マレーシア国内でも大きな社会問題となっている
- これらの海賊版は、マレーシア国内のみならず、アジア、北米、南米、ヨーロッパまで輸出され、市場やショッピングセンターにおいても、公然と販売されている
- その他にも、化粧品、医薬品、たばこ、文房具、日本のアニメキャラクター商品、漫画、フィギュア、玩具、衣類、コンピュータ関連製品、携帯電話部品（携帯電話用バッテリー、ハンズフリーキット、メモリーカード、充電器等）、自動車部品等が多く流通している
- クアラ Lumpur、ジョホールバル等で相対的に模倣品の流通が多い
- マレーシアには複数のフリートレードゾーンがあり、模倣品、海賊版の流通ルートとなっている

【模倣品が出回っている主な都市】



- 模倣品は様々な経路でマレーシアに入ってくる
- 中国からマレーシアの港湾は海運にて流入するルートや、シンガポール経由で流入するルートがある

【流通ルート】



i 海路

- ・ 中国⇒マレーシアへ流入するルート

ii 他国経由

- ・ 中国⇒シンガポール経由で流入するルート

②エンフォースメントの実情

i 法制度

- 公的機関によるエンフォースメントとして、刑事摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		商標法、著作権法	○	○	×
税関差止	税関		商標に関する国境対策等	○	○	○

〈刑事摘発〉

- いずれも非親告罪である

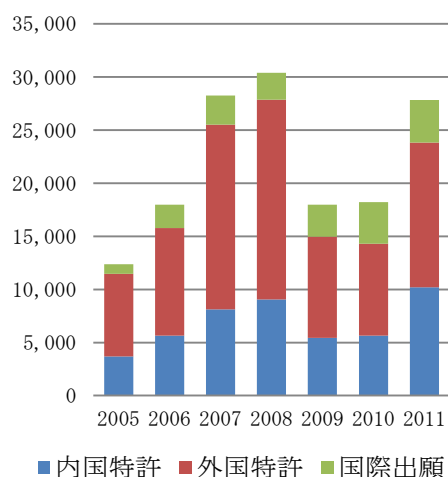
〈税関差止〉

- 実務上、マレーシアにおいて税関差止がなされる例は少ない
- 税関登録手続は不要
- 税関の職権による差止めはないが、実務上、模倣品と疑われるものが確認された場合、税関より、国内取引・協同組合・消費者省（MDTC）に連絡する等して、権利者に確認を求め、差止めの対象となる場合もある

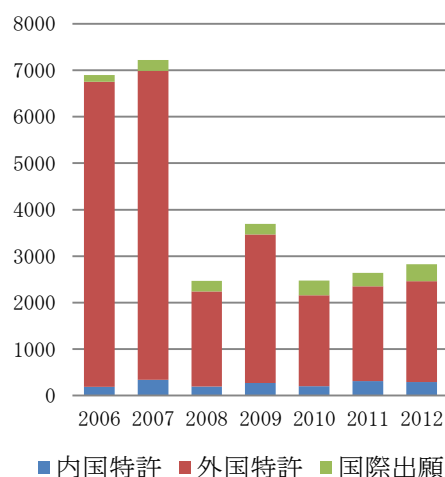
ii エンフォースメント状況

- マレーシアにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり

商標登録件数推移



特許登録件数推移



(出典：WIPO)

- 前述のとおり、マレーシアにおいて、海賊版の問題は社会問題とされていることもあり、政府も取締に力を入れており、これにかかる摘発件数等は以下のとおりである
- また、その他、模倣品の摘発に関する摘発件数は以下のとおりである。

【海賊版に関する摘発件数】

年度	件数 (件)	押収額 (マレーシア・リング)
2004	4,390	59,216,258.00
2005	3,812	100,370,598.00
2006	3,792	120,001,103.00
2007	2,720	54,907,108.49
2008	1,942	20,680,942.20
2009	902	33,537,375.81
2010	1,728	30,425,070.00
2011 (1-10月)	不明	1,682,281.00
2012	934	1,372,669.00
2013 (1-10月)	1,040	4,761,414.00
合計	21,260	426,954,820

【その他の模倣品に関する摘発件数】

年度	件数 (件)	押収額 (マレーシア・リンギ)
2004	2,270	67,683,932.27
2005	1,481	9,076,749.75
2006	1,233	40,875,516.39
2007	1,538	53,943,680.79
2008	892	18,991,073.68
2009	409	3,570,857.51
2010	1,328	13,783,735.83
2011 (1-10月)	1,057	11,035,244.99
2012	1,541	16,909,256.00
2013 (1-10月)	671	7,127,032.00
合計	12,420	242,997,079

(出典：国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC))

- 海外からの模倣品の流入が多く、フィリピンに持ち込まれる模倣品の大部分が中国からのものであるといわれている
- 近時、二輪車の販売が伸びており、中国からの模倣品バイクが増えてきている
- 密輸入される場合も多い

【流通ルート】



i. 海路

- 中国からマニラへの流入ルート

ii. 他国経由

- 中国⇒シンガポール⇒マレーシア経由でマニラへ流入するルート

②エンフォースメントの実情

i 法制度

- 公的機関によるエンフォースメントとして、刑事摘発、行政摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		フィリピン 知的財産権 法等	○	○	○
行政摘発	知的財産庁 等		フィリピン 知的財産権 法等	○	○	○
税関差止	税関		税関行政命 令等	○	○	○

※刑事摘発に関する告訴状の受理、捜査は、警察（Philippine National Police=PNP）の
ほか、国家捜査局（National Bureau of Investigation=NBI）も行う

※また、上記のほか、主として海賊版を取り締まるための機関として光メディア委員会
（Optical Media Board=OMB）がある

〈刑事摘発〉

- 法執行機関は自ら詳細な調査をせず、民間の調査会社から証拠の提出を受けるパターンが多いため、権利者は、民間の調査会社に証拠収集を委託する必要がある
- 証拠収集の一般的な方法は、模倣業者からの模倣品のサンプル購入である
- 同サンプル品を法執行機関に提出後、同機関が確認のために再度サンプルを購入し、模倣品であることを確認後、摘発に踏み切るといったパターンもある

〈行政摘発〉

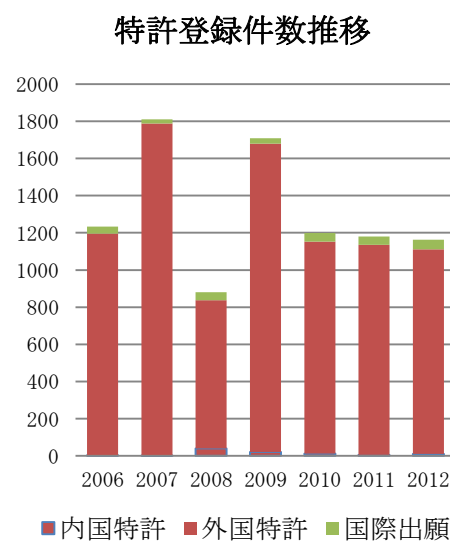
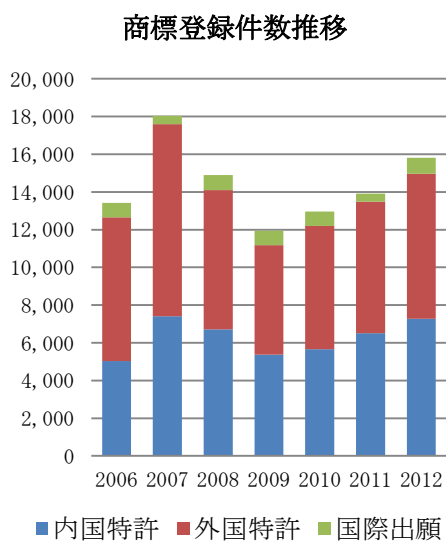
- 知的財産庁（IPO）または貿易産業省（DTI）に模倣業者への行政処分を要請できる
- 原則として、被害総額が 20 万ペソ以上の場合は、知的財産庁へ、20 万ペソ未満の場合は、貿易産業省へ要請することとなる
- 貿易産業省への要請の場合、当事者間での和解を優先させる傾向にあり、この場合、行政処分がなされるまでに 2～3 回の話し合いの場が設けられることが多い
- かかる話し合いの際は、損害賠償、模倣品の廃棄、再犯しない旨の保証等の一部ないし全部が合意内容とされる

〈税関差止〉

- 所定の税関登録手続あり
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能

ii エンフォースメント状況

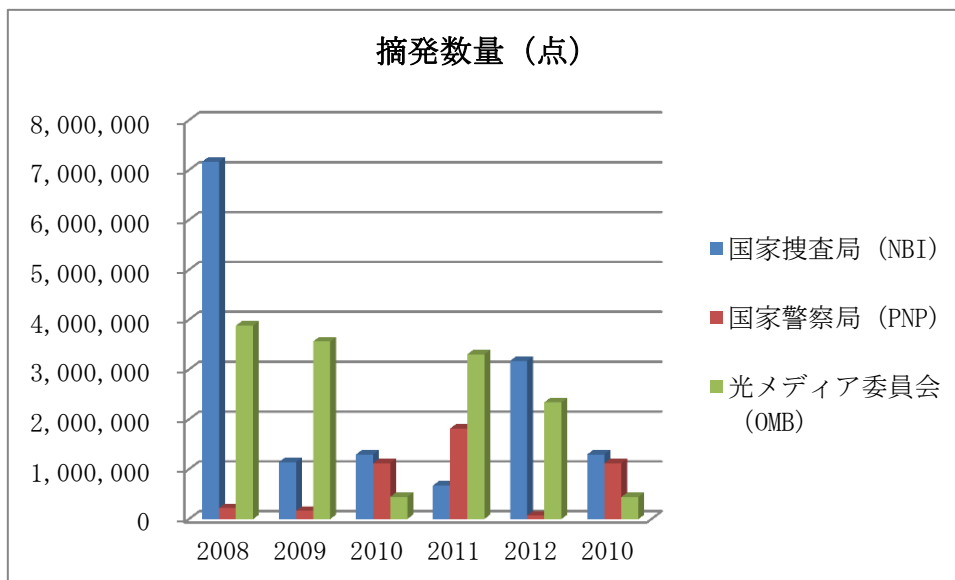
- フィリピンにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり



(出典：WIPO)

- フィリピンにおける刑事摘発による摘発対象数量は以下のとおりである。

【摘発数量】



(出典：フィリピン知識産権局)

(6) シンガポール



① 模倣品の流通実態

- シンガポールにおいては、ソフトウェアの模倣品（海賊版）、携帯電話関連製品、衣類、キャラクターグッズ等の模倣品が流通している
- シンガポール国内での模倣品の流通は減ってきている
- インドネシアのパタムと距離が近く、パタムとあわせ、模倣品の流通ルートとなっている。



引用元：地図データ©2014 Google, MapIT

②エンフォースメントの実情

i 法制度

- 公的機関によるエンフォースメントとして、刑事摘発、税関差止がある
- これらのほか、代理人を通じた警告状送付、民事訴訟等も含め、効果的に選択しながら模倣行為への対応を取っていくこととなる

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		商標法、著作権法	○	○	×
税関差止	税関		商標法、著作権法	○	○	×

〈刑事摘発〉

- 権利者にて民間の調査会社を利用する等して、模倣業者の侵害行為の証拠を入手し、関係警察機関へ提出する等、権利者側にて初動をなさなければならないケースが多い
- 証拠収集の一般的な方法は、模倣業者からの模倣品のサンプル購入である

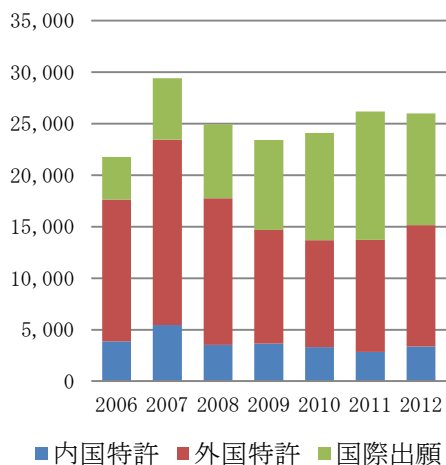
〈税関差止〉

- 税関の職権による差止めはあるが、権利者の申請による差止めについては輸出差止めについてははなく、輸入差止めについてはある
- 税関登録手続は不要

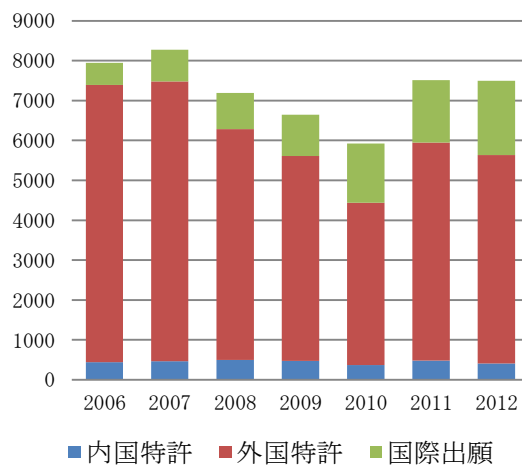
ii エンフォースメント状況

- シンガポールにおける商標権、特許権の登録状況は以下のとおり

商標登録件数推移



特許登録件数推移



(出典：WIPO)

- 差し押さえられた模倣品の1年あたりの総額をみると、減少傾向にあり、全体として、模倣被害は減少している
- 他方、家宅搜索の件数に大きな変化は見られないことから、1件あたりの差押模倣品価格が減少していることもうかがわれ、模倣行為が巧妙化している可能性もうかがわれる

【差押えられた模倣品の総額等】

年度	著作権関連の家宅搜索の件数 (件)	商標関連の家宅搜索の件数 (件)	すべての家宅搜索の件数 (件)	差し押さえられた模倣品の総額 (USD)
2004	126	190	316	12,665,969
2005	61	168	229	19,774,083
2006	57	144	201	9,952,296
2007	54	196	250	3,385,269
2008	60	122	182	3,325,283
2009	51	189	240	3,029,251
2010	60	194	254	6,619,794

2011	35	197	232	1,973,549
2012	30	224	254	2,023,057

出典：移民登録局 (Immigration and Checkpoints Authority)

(7) ミャンマー・ラオス・カンボジア・ブルネイ



① 模倣品の流通実態

- ミャンマーにおいて、電気製品、調味料の模倣品が多く流通している

② エンフォースメントの実情

i 法制度

〈ミャンマー〉

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察等		刑法	○	○	○
税関差止	税関		海上関税法	○	不明	不明

〈ラオス〉

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	刑事警察局 経済部	不明	刑法	○	○	○

税関差止	税関	不明	不明	不明	不明	不明
------	----	----	----	----	----	----

〈カンボジア〉

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	経済警察		不明	○	○	○
税関差止	税関総局		不明	○	不明	不明

〈ブルネイ〉

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	警察		不明	○	○	○
税関差止	税関		不明	不明	○	不明

ii エンフォースメント状況

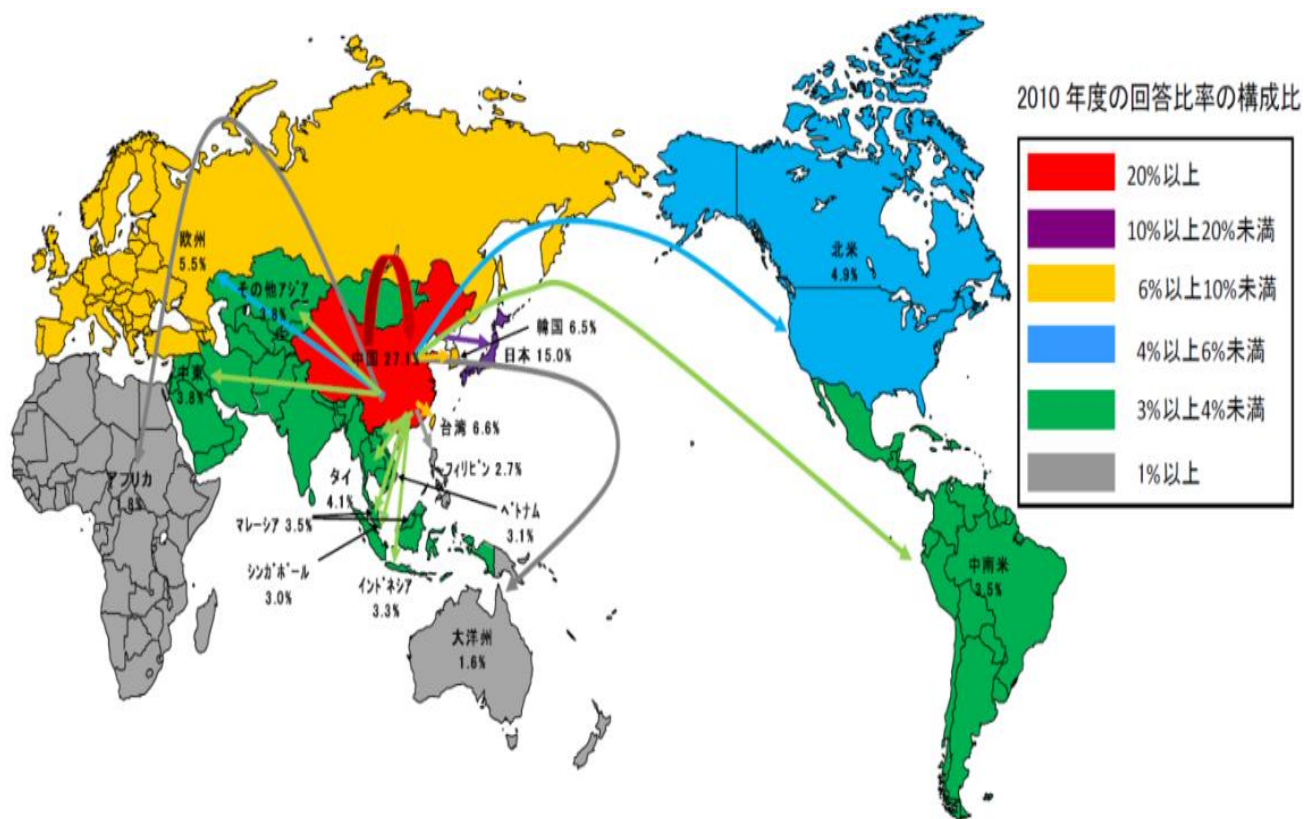
- 権利行使に関するデータ等は確認されていない

3.中国から ASEAN 各国への模倣品の流通

① 中国から中国外への模倣品流出

近年は、模倣業者の国際的なネットワークも進化し、模倣ビジネスのグローバル化が進行しており、模倣問題は世界レベルでの問題になり、一層、深刻になってきている。この点、模倣品・海賊版の多くは、中国で製造されているが、最近は、一部の工程を流出先で製造する事案も増えてきているが、以下の模倣品被害調査結果をみても、中国が模倣品の「製造地」となっているケースがまだまだ圧倒的に多い。

【中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）】

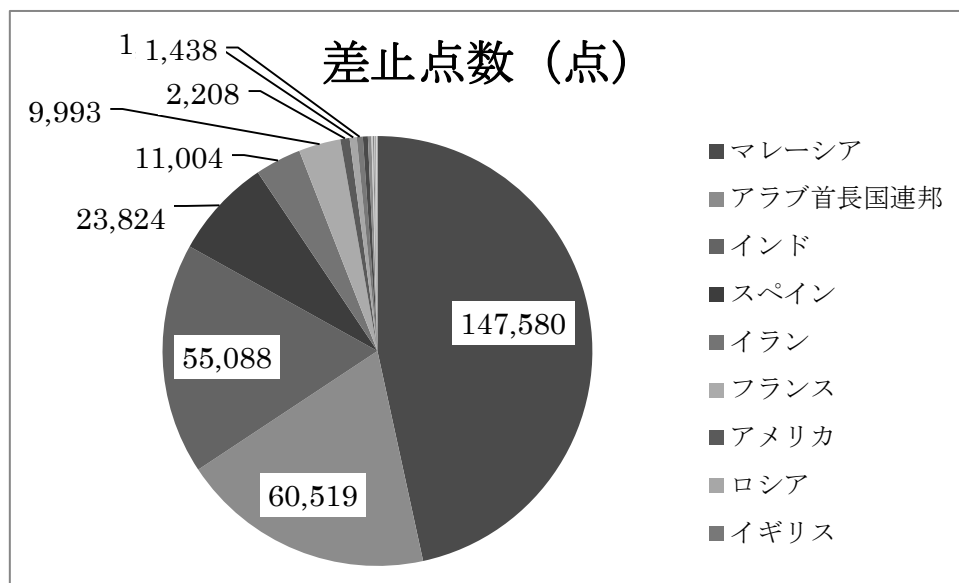


(出典：特許庁「2011年度模倣品被害調査報告書」)

② 中国から ASEAN 諸国への模倣品の流入

以下は、中国税関において差止められた模倣品の仕向地についての、差止件数順の一覧であるが、件数、点数、価値総額のいずれも膨大な被害に上っていることがわかるとともに、ASEAN 諸国についていえば、マレーシアへの輸出が、1 件あたりの差止点数順で見ると第 1 位となっているなど、中国から ASEAN 諸国への模倣品輸出の被害も大きいことがわかる。

【国、地域別の 1 件あたりの差止点数】



(出典：2010 年中国税関統計)

以下のとおり、マレーシア、ベトナム、インドネシアを中心として、中国から模倣品が多く ASEAN 諸国へ流入していることがわかる。

順位	仕向地	差止件数	差止点数	差止品価格総額 (RMB)
1	アメリカ	7,222	15,944,116	22,834,567
2	ドイツ	2,731	453,940	6,437,878
3	イギリス	1,861	2,676,999	5,358,477
4	日本	1,631	178,741	4,518,804
5	フランス	988	9,873,519	7,017,696
6	オーストラリア	694	240,225	4,038,419
7	香港	605	506,006	6,428,074
...
20	マレーシア	85	12,544,301	9,253,158
24	ベトナム	75	689,399	3,076,811
...
36	シンガポール	40	18,537,171	6,663,985
39	インドネシア	36	4,809,455	2,163,619
45	ミャンマー	28	679,291	1,355,944
48	フィリピン	25	268,213	1,068,708
54	タイ	19	302,213	2,054,285
...
81	カンボジア	9	1,767	311,737
84	ラオス	8	798	154,718

(出典：2010年中国税関統計)

なお、以下の一覧等を鑑みるに、ASEAN 諸国へ輸出される模倣品の製品種類は多岐にわたっており、あらゆるジャンルの模倣品が ASEAN 諸国へ流通してしまっている可能性がうかがわれる。

【差止製品一覧】

商品数量単位：点

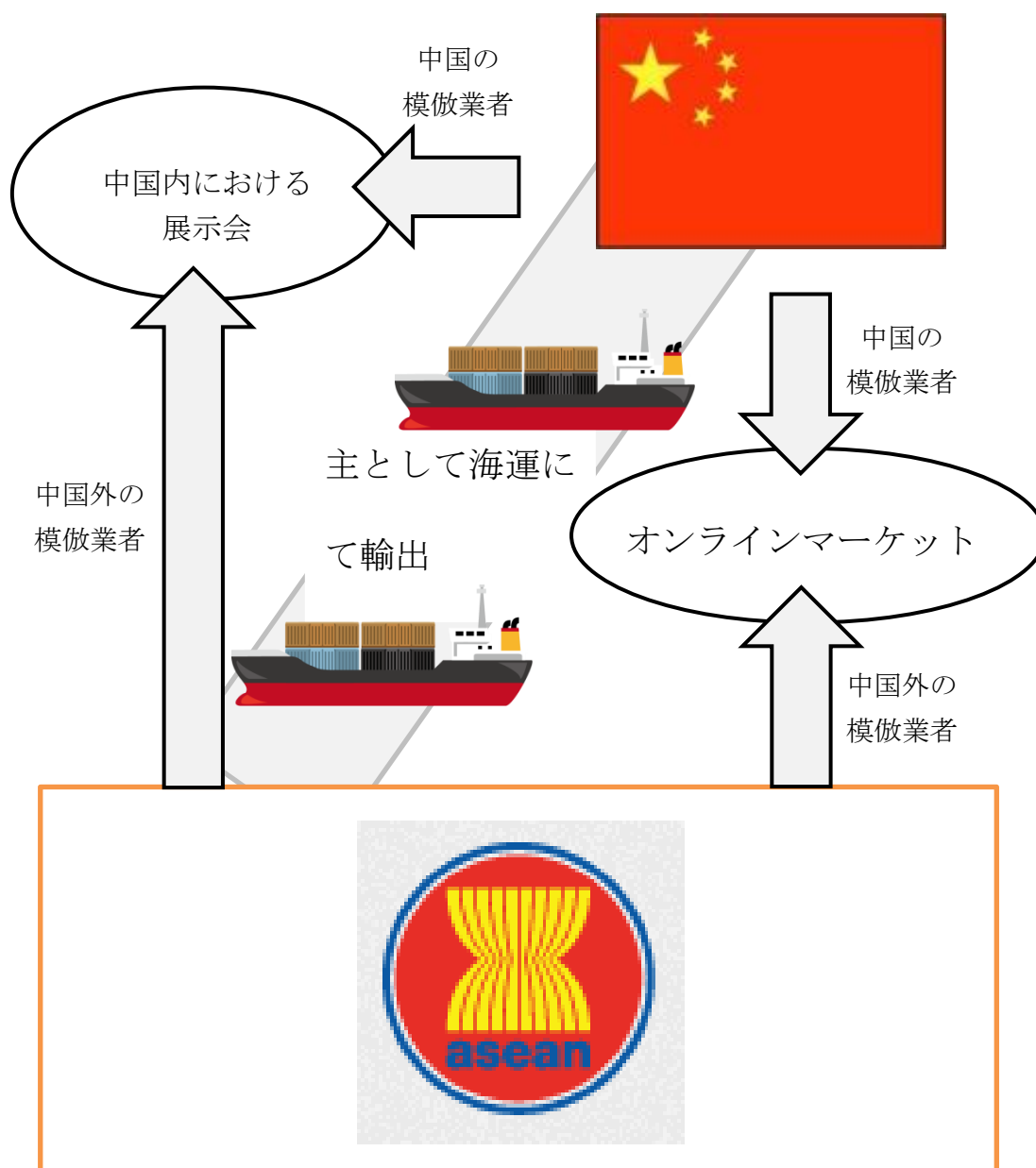
価値単位：人民元

商品種別	商品数量	比率	価値	比率
煙草	75,893,955	56.81%	32,376,579	11.68%
靴類	2,373,982	1.78%	29,073,369	10.49%
その他電機製品	4,938,573	3.70%	28,430,847	10.26%
アパレル	1,785,583	1.34%	28,030,030	10.11%
通信設備	657,257	0.49%	27,766,510	10.02%
金属・機械	9,620,190	7.20%	27,031,090	9.75%
その他軽工業製品	5,514,473	4.13%	19,320,571	6.97%
化粧品・ケア用品	5,119,547	3.83%	12,150,499	4.38%
靴及び皮革製品	449,167	0.34%	10,763,368	3.88%
時計	93,258	0.07%	7,505,589	2.71%
スポーツ器具	215,349	0.16%	6,783,520	2.45%
自動車・二輪車	614,304	0.46%	6,366,606	2.30%
記憶媒体	159,656	0.12%	3,623,638	1.31%
玩具・ゲーム	328,298	0.25%	2,451,123	0.88%
	246,910	0.18%	2,040,237	0.74%
食品・飲料	529,535	0.40%	1,388,363	0.50%
薬品	2,040,274	1.53%	1,227,812	0.44%
宝石・貴金属	106,903	0.08%	1,044,323	0.38%
医療器械	30,381	0.02%	47,100	0.02%
その他	22,881,974	17.13%	29,732,142	10.73%

(出典：2010年中国税関統計)

③ 中国からASEANへの模倣品流入の流れ

前述のとおり、ASEAN諸国へ流入する模倣品の多くは、中国を源流とするものであると考えられるが、かかる中国の模倣業者と、ASEAN諸国を含む中国外の模倣業者は、概ねインターネット上のオンラインマーケット（詳細は後述のとおり）や、中国内における展示会（詳細は後述のとおり）において取引をなし、中国側の模倣業者は、主として海運にて模倣品を輸出している。



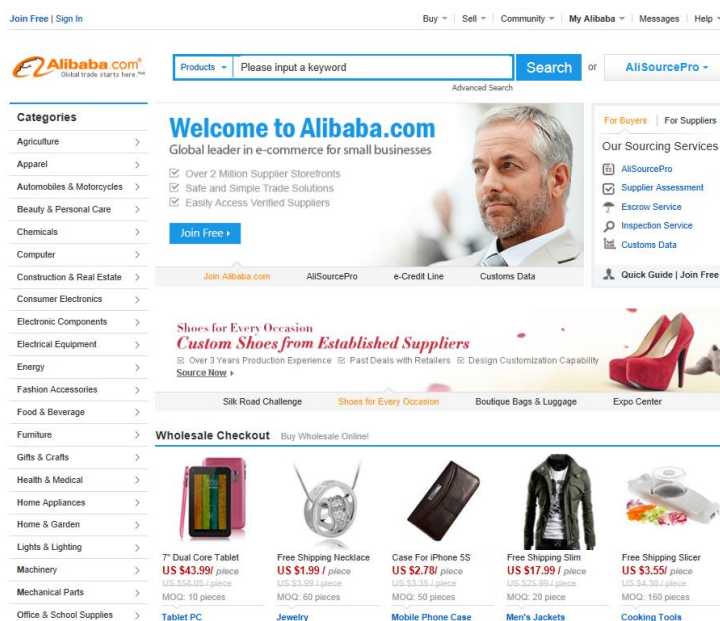
(a) インターネットを通じた模倣品の取引

中国においては、商取引サイトが多く存在し、模倣品の輸出にもこれが多く利用されているが、特に、海外との取引に利用されているサイトの一つは、アリババ国際 (<http://www.alibaba.com/>) である。同サイトは、英語でやり取りされており、中国内の販売業者が、海外からの注文を受ける際の、重要なツールとなっている。

【中国における主要商取引サイト】

B to B サイト	直接運営型 B to C サイト	プラットフォーム型 B to C サイト	C to C サイト
 アリババ	 卓越アマゾン	 タオバオ商城	 タオバオ
 慧聪ネット	 京東商城	 当当ネット	 拍拍ネット
	 新蛋ネット	 QQ 商城	 易趣ネット

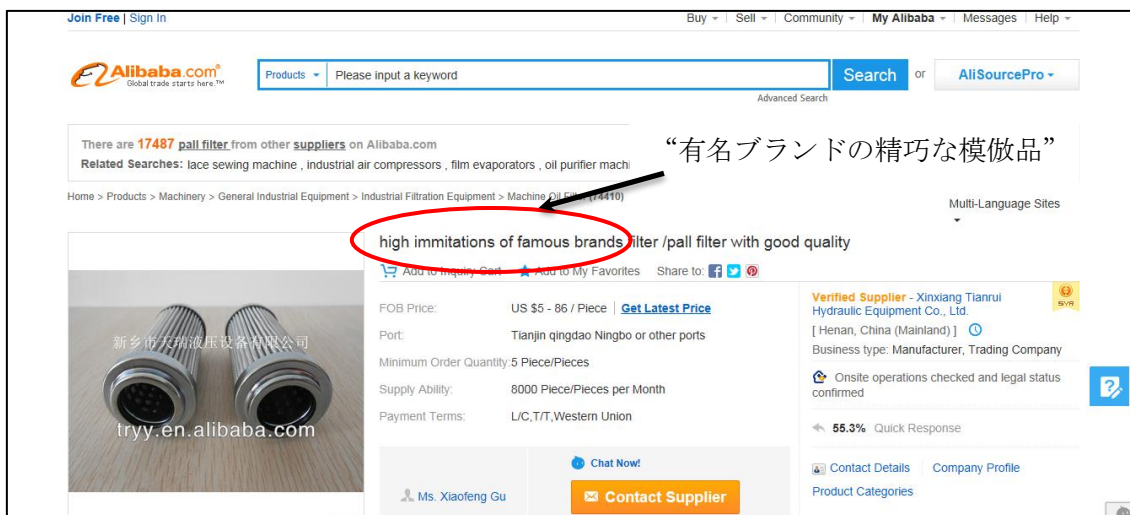
【アリババ国際トップページ】



(<http://www.alibaba.com/>)

また、以下の例のように、堂々と模倣品を販売している例もある等、同サイトにおいて模倣品が取引される量は少なくなく、これを削除等することで、模倣品の取引自体ができなくなり、もって、模倣品の流通が減少することが望まれる。

以下のインターネットサイトは、有名メーカーの模倣品であることを堂々と示し、フィルターを販売しているサイトであるが、「有名ブランドの模倣品である」として、模倣品を半ば公然と販売している。

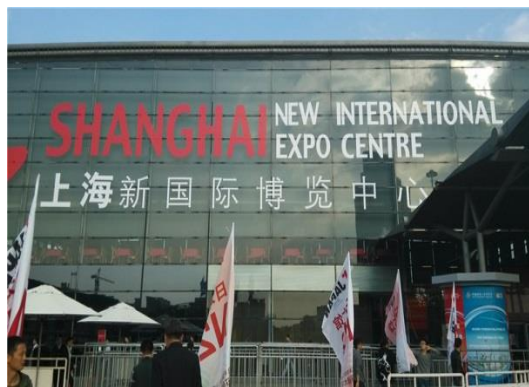


(URL: <http://www.alibaba.com>)

(b) 展示会を通じた模倣品取引

従前は、展示会会場内で、堂々と模倣品を展示して商談がなされる例も散見され、これを契機として、模倣品が中国外へ流出していた。

【展示会例】



(上海市／2013 中国国際工業博覧会)



((広州市／広州交易会)

しかしながら、現在は、侵害品の展示はしないものの、それと類似する製品を展示し、同製品を前提として、実際には、模倣品に関して商談が行われ、その後の実際の取引においては、模倣品の取引がなされるといった例が多くなっており、依然として、展示会が、中国の業者と中国外の業者の模倣品の取引の場ともなっている。



なお、この点については、例えば、侵害品について展示は一切せずに、カタログのみに掲載し、これを配布して、カタログ上の同製品の商談の際、権利者のロゴを付す頃が可能である旨の商談をなしたり、あるいは、ロゴ等は付していない製品で、権利者の製品とデザインが同じ製品（ロゴを付すだけで、権利者の製品を容易に製造可能な製品）を展示して、銅製品の商談の際には、同様に模倣品に関する商談をなしたりする等、一見したところでは、模倣品に関する商談がなされているか否か明らかでない態様で、模倣品ビジネスがなされている場合もあり、巧妙化が進んでいる。

【商標を付さずに展示される展示品例】



(2012年／珠海市／Cifex Remaxasia Expo2012／インクカートリッジ)



(2013年／広州市／第114回中国輸出入商品交易会（第二期）／ステンレスボトル)

そのため、こういった展示会出展業者については、カタログや展示品等のみから、すなわち、外観等からのみでは模倣行為を確認することができず、これらの業者の模倣行為の有無を確認するためには、模倣品の取引を持ちかける等して情報を積極的に取りに行く必要があります。もし、模倣品の取引に応じているような業者である場合には、展示会終了後に、同業者のビジネスの拠点（販売の現場、製造の現場等）について、改めて、侵害行為の有無を確認する等して、模倣行為が確認されるようであれば、相応の措置をとるといった対応が必要となってくる。

(c) 海運による模倣品の輸出

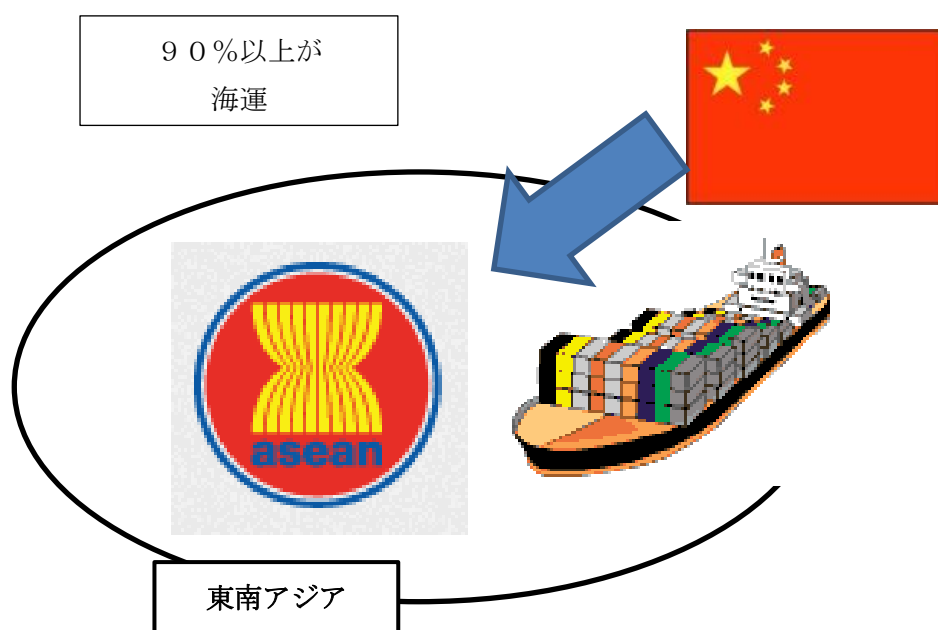
以下のとおり、中国からの模倣品の差止点数について、90%以上が、海運によるものであり、もちろん、その他の手段による模倣品の輸出に全く留意する必要がないということにはならないが、ASEAN 諸国への流入も、主として海運でなされているものと考えられる。

【運送方法別税関差止点数】

単位：点

	2007年	2008年	2009年	2010年	2007年から 2010年合計
郵送	1,601,343	2,735,949	2,690,886	1,006,033	8,034,211
速達	3,462,057	1,395,178	1,003,927	3,393,374	9,254,536
海運	320,787,074	633,748,093	273,783,586	126,712,852	1,355,031,605
空運	306,413	432,378	137,524	549,058	1,425,373
陸運	7,029,791	6,607,723	2,080,851	925,443	16,643,808
鉄道	137,191	141,728	144,366	469,371	892,656
その他	174,380	121,888	217,660	543,438	1,057,366

(出典：2007年～2010年／税関総署統計データ)



④中国から ASEAN 諸国への模倣品流出の防止策

〈概要〉

前述のとおり、中国から ASEAN への模倣品の流れとして、①インターネットや②展示会を通じて模倣品の取引をなし、③中国内で製造された模倣品を④海運を通じて模倣品の輸出がなされている。

この点につき、中国・ASEAN を全体としてみた場合、以下の理由により、中国で模倣品の源流を断つことが効果的である。


- ・ 模倣品を流通源の段階で断ち切ることで、拡散を未然に防ぐことができる
- ・ 中国の模倣品に関する法整備は ASEAN 諸国のそれよりも成熟しており、かかる費用も低額で、効果も大きい

具体的には、以下のとおり対応することが効果的である。

- ① インターネット上の模倣行為について、URL 削除等の対応
- ② 展示会における模倣行為について、調査・摘発
- ③ 模倣品製造・販売業者に対する摘発
- ④ 税関差止

〈法制度〉

手段	機関	標識	根拠法	商標権	著作権	特許権
刑事摘発	公安		刑法	○	○	○
行政摘発	工商行政管理局等		商標法、著作権法、専利法	○	○	○

税関差止	税関		知識財産権 税関保護条 例等	○	○	○
------	----	---	----------------------	---	---	---

〈刑事摘発〉

- いずれも非親告罪である
- 不法経営金額が 5 万元以上等の刑事訴追基準の定めがある
- 公安による自主的な摘発がなされるケースもある

〈行政摘発〉

- 最も多く用いられている措置である
- 公安と連携して摘発を実施するケースもある
- 関係当局による自主的な摘発がなされるケースもある
- 摘発費用の相場は 20～50 万円／1 件

〈税関差止〉

- 税関登録手続が必要
- 権利者による申請に基づく差止め、税関の職権による差止めが可能
- 多くが中国から輸出される模倣品の差し止めであり、税関は積極的に差し止めを行っている

〈模倣品販売 URL 削除〉

- タオバオ、アリババ等の著名なオンラインマーケットでは、模倣品を販売する URL を削除するシステムがあり、これを通じて削除要請をすることで削除可能
- インターネット上の模倣品販売業者の実地における営業拠点を突き止め、前述の、行政摘発、刑事摘発を実施することも可能

〈上記各措置の前提となる模倣業者に対する調査〉

- 模倣被害を正しく把握する（現状把握）ことにより、はじめて効果的な対応を検討できるため、上記措置の前に、通常、権利者より民間の調査会社に委託して調査がなされる
- 調査により、前述の摘発申立等のために必要な情報を集める（証拠収集）
- 収集した情報を証拠として、摘発を申し立て、模倣行為を排除、抑制する
- 調査対象としては、以下のとおり様々な対象が考えられる
 - ・ 自社製品、同種製品を専門的に販売する卸売市場
 - ・ 自社製品と同種製品を販売する販売店
 - ・ 自社製品の模倣品を製造している疑いのある工場
 - ・ （状況に応じて、）自社製品の正規販売代理店
 - ・ 各種販売サイト（タオバオ、アリババ等）、大手検索サイト（百度等）等のインターネット
- 調査費用の相場は 5 万～40 万円

三. ASEAN における模倣被害の実態

1. 調査仕様

ASEAN 諸国において、模倣業者が具体的にどのような販路で模倣品を仕入れ、そして販売しているのか等、これまで、具体的に解明された例は多くなく、そのため、本調査においては、この一部を、具体的かつ詳細に明らかにすることを目的とし、特定の模倣業者に対し、詳細調査を実施することとした。

具体的には、以下のステップを経て調査を実施した。

Step1 東南アジア知財ネットワーク所属企業等からの被害事例収集

東南アジア知財ネットワーク所属企業等、ASEAN 諸国において模倣品による被害を受けていると思われる日本企業より、以下にて発生したと思われる、模倣被害事例を収集した。なお、特に、模倣品の流通源として疑われる中国発の模倣品による被害事例がある場合、同事例に留意するものとした。

- ・対象期間：2012年1月1日～2013年11月末日
- ・対象国：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア

Step2 調査対象の選定

上記より、主要な業者を選定し、同対象業者の製造、販売、輸出入等の実態につき、詳細調査を実施する。

Step3 詳細調査の実施

調査対象業者の模倣品販売の手口、模倣品に関する流通経路等につき、その実態の詳細調査を実施する。

2. 被害事例

一. Step1 東南アジア知財ネットワーク所属企業等からの被害事例収集

⇒東南アジア知財ネットワーク所属企業等から、2012年1月1日～2013年11月末日までの間にASEAN諸国において発生した事例として、収集された事例の概要は以下のとおりである。

同ネットワーク企業より2012年1月1日～2013年11月末日までの間に発生した事例として、収集された事例の概要は以下のとおりである。

事例数：17

対象国：タイ、ベトナム、インドネシア

通し番号	調査希望対象業者名	対象国	調査希望対象製品	企業名
1	店名不明	タイ	●●●●シリーズのプラモデル	玩具メーカー
2	http://www. ●●● shop.com/?lang=th http://www. ●●●●●●●●●● shop.com/ http:// ●●●●●●●●●● shopping.com/store/product/TT_HG_1_144-1605322-th.html	タイ	●●●●●●●●●●シリーズのプラモデル	玩具メーカー
3	「●●●●●●●●Shop」	ベトナム	ブラジャー・ショーツ	下着メーカー
4	汕头市潮南区●●●●●●●●●● 内衣厂	ベトナム	ブラジャー・ショーツ	下着メーカー
5	「●●●●●●●● shop」 「●●●●●●●●.com.vn」	ベトナム	ブラジャー・ショーツ	下着メーカー
6	●●●●●●●●	インドネシア	トナー	総合電機メーカー

7	●●●●●● Company	ベトナム	トナー	総合電機 メーカー
8	●●●●●●	タイ	建設機械フィルタ (エアフィルタ等)	建設機械 メーカー
9	特定無	ベトナム	電動工具 ●●●●●● (●●●●●●)	総合電機 メーカー
10	同上	ベトナム	建設機械用フィル タ	総合電機 メーカー
11	●●●●●●	インド ネシア	①産業用リレー： ●●●●●● ②産業用リレー： ●●●●●● ③産業用タイマー： ●●●●●●	制御機器・電子 部品メーカー
12	●●●●●●	インド ネシア	①産業用リレー： ●●●●●● ②産業用リレー： ●●●●●● ③産業用タイマー： ●●●●●●	制御機器・電子 部品メーカー
13	●●●●●●	インド ネシア	①産業用リレー： ●●●●●● ②産業用リレー： ●●●●●● ③産業用タイマー： ●●●●●●	制御機器・電子 部品メーカー
14	●●●●●●	インド ネシア	①産業用リレー： ●●●●●● ②産業用リレー： ●●●●●● ③産業用タイマー： ●●●●●●	制御機器・電子 部品メーカー

15	●●● Electric	インド ネシア	①産業用リレー： ●●●●●● ②産業用リレー： ●●●●●● ③産業用タイマー： ●●●●●●	制御機器・電子 部品メーカー
16	インドネシア（ジャカルタ） ●●●●●● Camera （販売店）	インド ネシア	デジタルカメラ用 リチウムイオン電 池	精密機械 メーカー
17	ベトナム（ハノイ） ●●●●●● CAMERA （販売店）	ベトナム	デジタルカメラ用 リチウムイオン電 池	精密機械 メーカー

3. 実態調査結果

Step2 調査対象の選定

上記より、主要な業者を選定し、同対象業者の製造、販売、輸出入等の実態につき、詳細調査を実施する。

① インドネシア／●●●●●●● Electric

● 概要



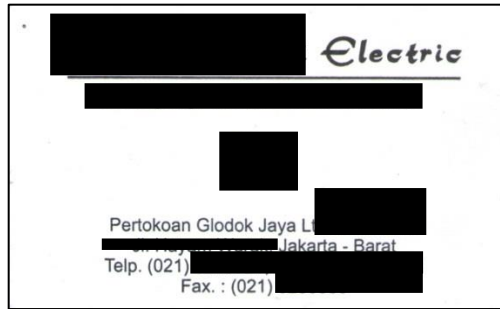
対象業者外観



建物「●●●●●●●」外観

所在地	Glodok Jaya, ●●●●●●●
業態	小売・卸売
経営者	●●●●●●●／男性
自社ウェブサイト	無
面積 (㎡)	約 24
従業員数 (人)	3 人, 1 人店舗マネージャ, 1 人販売アシスタント, 1 人レジ
倉庫	無
年間売上高	毎月約 6000～8000US ドル
主要仕入先	製品は中国製, 一部の模倣品は「●●●●●●●」より提供
主要出荷先	国内 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ジャカルタにおける小売業者 (Kenari及びGlodok市場) ➢ Surabaya市及びBandung市

	インドネシア全国においては特にジャカルタ及びその周辺の電気請負業者
	国外 輸出無



名刺

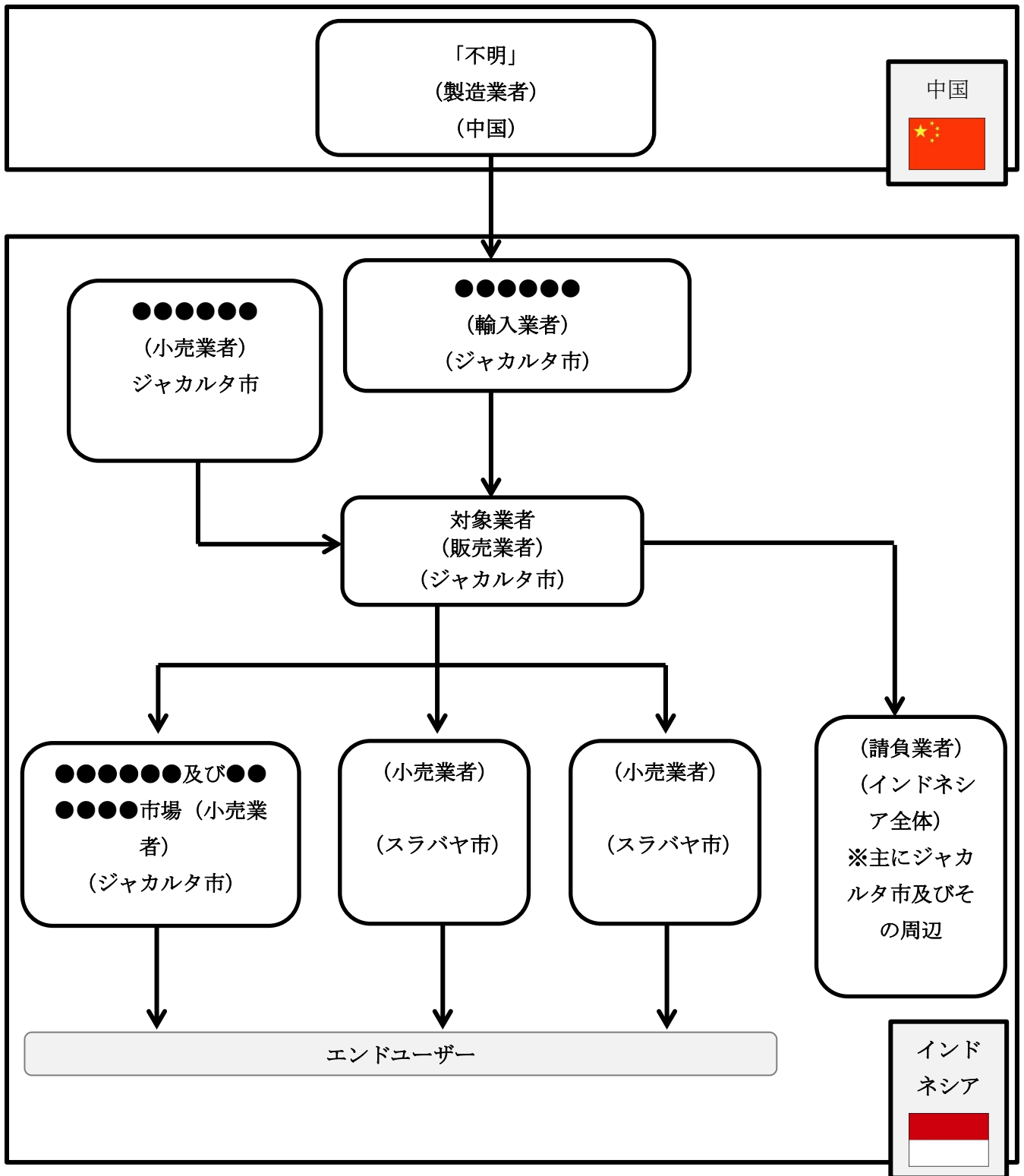


所在地

● 詳細

- 対象業者は 15 年ほど前から経営をしており、電気製品や同部品の販売を業としている
- 対象ブランドを含む、取扱製品の多くは中国製であり、多くは「●●●●●●●●」(輸入業者) から仕入れている
- 一時的に在庫が不足する等の状況になった場合、「●●●●●●●●」から仕入れることもある
- 出荷先についてはインドネシア国内に限られており、主として以下のとおりである
 - ・ジャカルタ市内 ※「●●●●●●●●」及び「●●●●●●●●」への出荷は相対的に多い
 - ・スラバヤ市内
 - ・バンドン市内
- 対象業者の代表者はジャカルタ市内に、以下のとおり、他の店舗も有しており、同様に対象製品を含む電気製品、同部品を販売している
- ●●●●●●●●所在の「●●●●●●●●」
- ●●●●●●●●所在の「●●●●●●●●」
※所在地は、●●●●●●●●である。
- 「●●●●●●●●」と付された製品は展示されておらず、普段は、店内の引出しに保存されており、商談に必要な際等に出されている

● 関係図



- 対象業者内部



- 従業員



- 関連店舗様子



●●●●●●●●支店の様子

- 領収書

Jakarta, 07-01-2014
 Kepada Yth.: Cash

NOTA NO.: 276-11

Banyaknya	NAMA BARANG & TYPE	Harga Satuan	Jumlah
104	[REDACTED] 18 / 220V		150.000.-
404	[REDACTED] 220V	20.000	80.000.-
304	[REDACTED] 220V	20.000	60.000.-
			7
		TOTAL	[REDACTED]

Barang yang sudah dibeli tidak dapat dikembalikan

● サンプル写真





② 実態調査結果／タイ／●●●●●●●●

● 概要



外観

所在地	●●●●●●● District, Thamaka District, Kanchanaburi Province, 71120
業態	小売
経営者	●●●●●●●／男性
自社ウェブサイト	無
面積 (㎡)	約 100
従業員数 (人)	3
倉庫	100 ㎡
年間売上高	約 2,100,000 タイバーツ (約 70,000US ドル)
主要仕入先	「●●●●●●●」 ※バンコク市 RongMuang 区所在 ※具体的住所地は、●●●●●●● Rd., Wangmai Sub-District, Pathumwan District.
主要出荷先	国内 バンコク市内等 国外 無



名刺

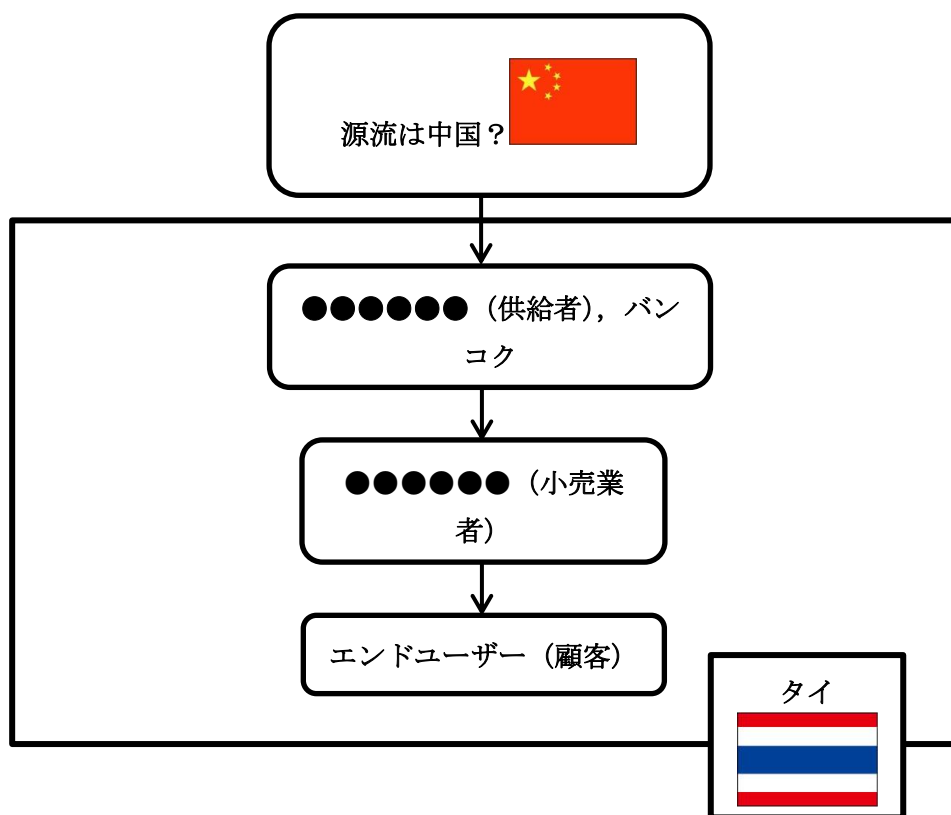


所在地

● 詳細

- 対象業者は建機部品や金属部品の販売を業としている
- 輸出入取引はなく、全てタイ国内のみで事業を展開
- 対象ブランド製品については、真正品と模倣品の双方をケース・バイ・ケースで販売
- 対象ブランドについては、オイルフィルタのほか、エアフィルタの取扱いがあるが、常に在庫を有しているわけではない
- 上記のほか、ブランドが付されていない対象ブランド用の互換品も取り扱っている
- 対象ブランドを含めオイルフィルタの模倣品はバンコク市所在の「●●●●●●」という業者から仕入れている
- 模倣品はすべて海外からの輸入品であるが、具体的な輸入先までは把握していない
- 主要仕入先は「●●●●●●」(バンコク所在)であり、具体的住所地は「●●●●●●●●, Banthandthong Rd., Wangmai Sub-District, Pathum wan District, Bangkok」
- 対象ブランド以外にも、●●●●●●●●、●●●●●●●●の模倣品を取り扱っている

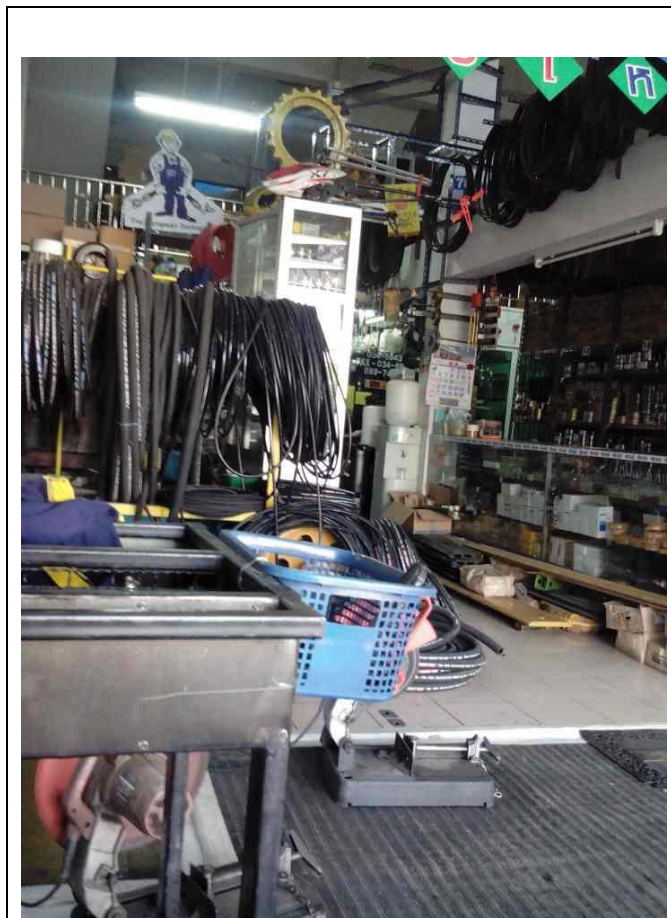
● 関係図



● サンプル写真

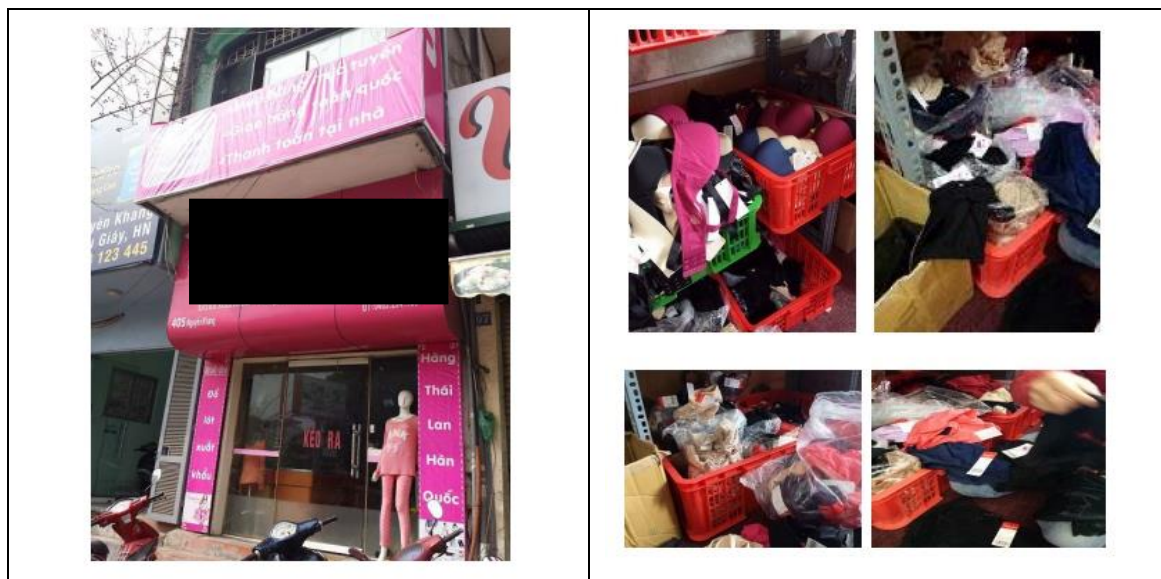


- 倉庫

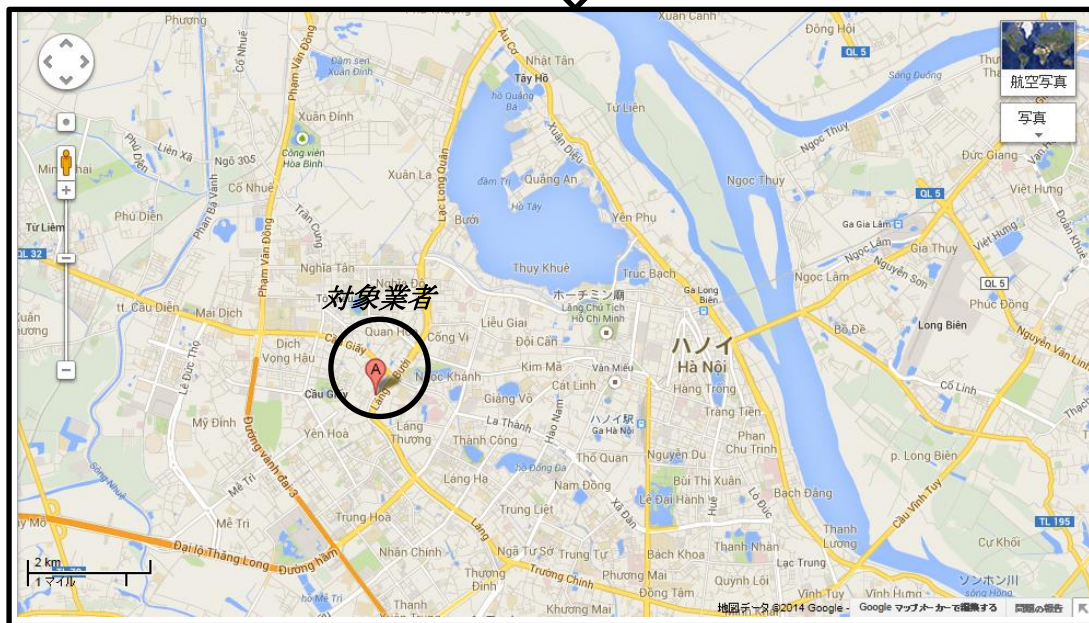
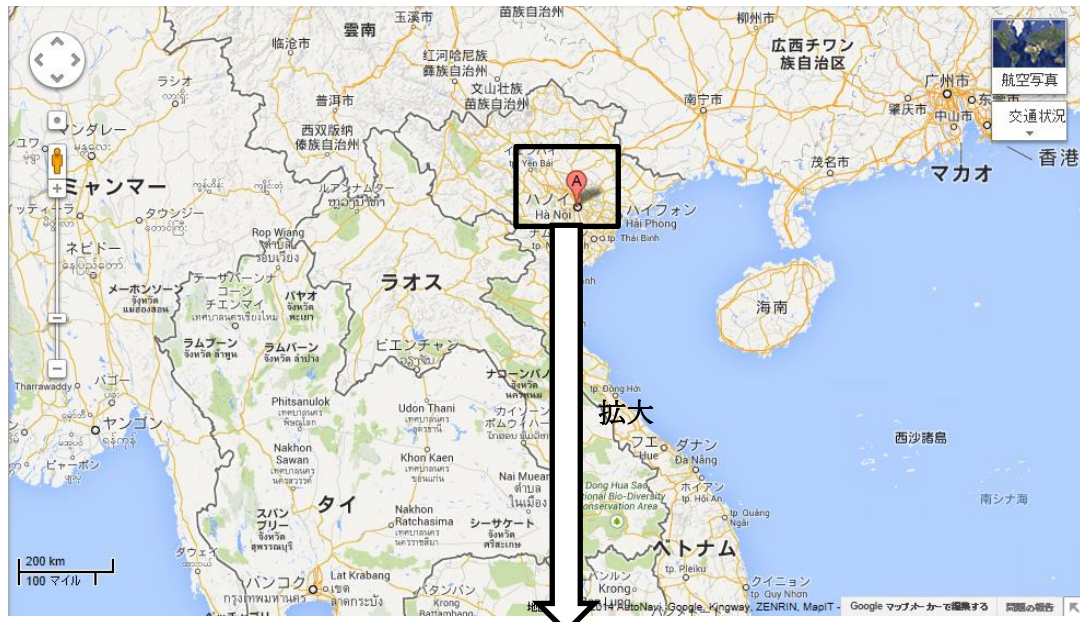


③ 実態調査結果／ベトナム／●●●●●●●● Ltd

● 概要



所在地	●●●●●●●● Floor - ●●●●●●●● Nguyen Khang Street
業態	婦人下着の小売
経営者	Ms. ●●●●●●●● / 女性
自社ウェブサイト	http:// ●●●●●●●●.com.vn/ FACEBOOK : https://www.facebook.com/●●●●●●●●.com.vn?fref=ts
面積 (㎡)	1 階 : 16 ㎡ 2 階 : 12 ㎡
従業員数 (人)	不明
倉庫	有
年間売上高	不明
主要仕入先	不明
主要出荷先	中国内 不明
	中国外 不明



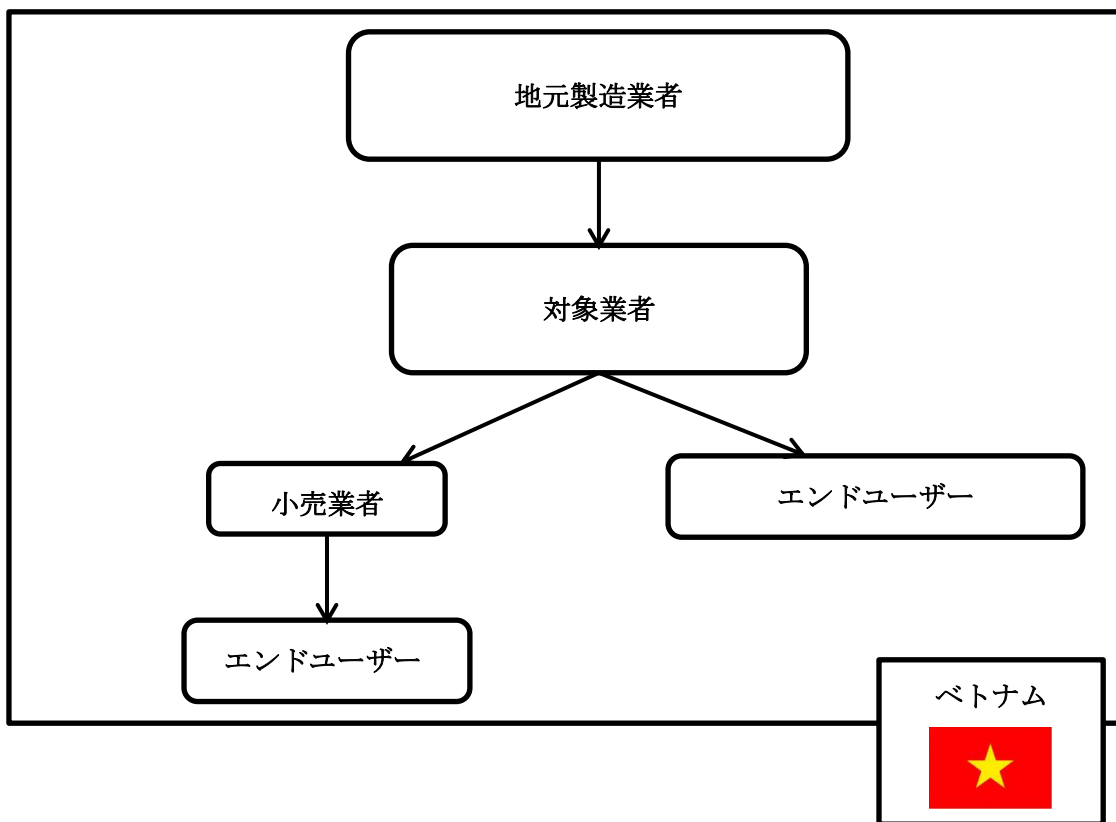
所在地

● 詳細

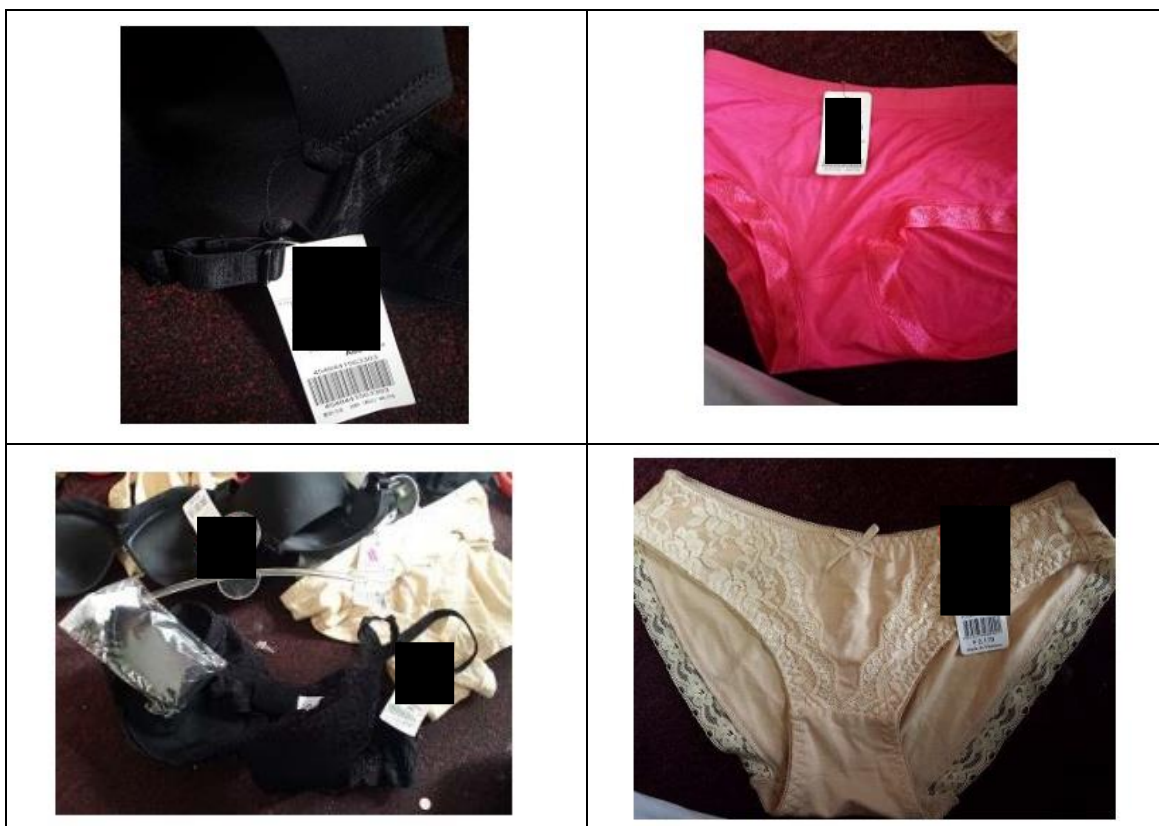
- 対象業者は女性用下着の販売を業としている
- 主要取扱ブランドは、対象ブランド及び「●●●●●●●●」である
- 対象業者については、通常、卸売販売を中心として常連客のみと取引し、例えば 5 点程度の取引には原則として応じない

- 対象ブランド製品の販売価格は、注文の数量に応じて、5～10 元程度で販売している
- 出荷先の多くはハノイ市内の小売業者
- インターネット上の取引量は多くない
- 大部分の取引については対象業者の店頭、もしくは、電話、ファックス等で行っている
- 対象業者の店頭を訪れた顧客に対して聞き調査を実施したところ、多くの製品は中国製である可能性があるとのこと

- 関係図



● サンプル写真



●●●●●●製品

4. 小括

前述のとおり、ASEAN 諸国で確認される模倣品の多くは、中国に源流があるが、この点について、ASEAN 諸国内で確認される模倣品、模倣業者の情報から、これが分かる、あるいは推察されるパターンがある。例えば、以下のとおりである。

- 模倣業者自身が中国製と認めている
- パッケージに中国語が書いてある
- 中国で見られる模倣品と外観が同じである

本件調査結果によれば、インドネシアの業者は製品が中国製と自認しており、タイの業者の取り扱う製品は中国において確認される模倣品と外観が似ているとも思われる。そうだとすれば、本件調査によって確認された模倣品疑義品は、全て、中国を源流とするものである可能性があり、本件調査対象業者から上流を辿って中国の業者名を割り出したり、インターネットより中国とのつながり、場合によっては中国の業者名を割り出したり、と、中国の源流への対応を検討する余地もある。

このようなパターンがあることを平素から意識し、例えば、以下の様なチェックポイントを意識しつつ、中国の模倣対策と連動させることが有用である。

- 模倣品裏面の製造業者、販売業者名称の記載
- パッケージ等への漢字表記
- 模倣品を分解し、部品等に記載される型番、製造業者名称等
- 当該業者が取り扱うその他の模倣品と同種製品について上記 3 点と同様
- 模倣業者からの聞取内容
- 模倣業者に関するインターネット上の諸情報

四．調査結果総括及び効果的対応方法

近年、ASEAN 諸国における、模倣品の流通量は増加傾向にあり、日本企業が東南アジアでビジネスが拡大しつつある中、ビジネスへの悪影響も懸念される。

本報告書にて既に、報告のとおり、東南アジアで流通する模倣品は、現時点では、大半は中国で製造されている、という特徴があることから、流通国だけで対策を取ったとしても、中国の「源流」を抑えない限り、引き続き、被害は拡大することになるので、各企業においては、常に、この点を意識した対応が肝要である。具体的には、流通国で対策を実施する場合であっても、常に、調査・摘発の現場において、中国源流に関する情報が無いか、意識して対応し、源流につながる可能性がある情報を取得できた場合には、速やかに中国での源流に対して対策できる可能性を検証の上、この可能性がある場合には、すぐに対策を実施できるような体制を構築しておくことが効果的である。既に、報告のとおり、中国は「模倣品大国」でもあるが、法執行体制が整備されており、模倣対策専門の調査会社、弁護士事務所も多く、比較的安価で対応できるという意味で、「模倣品『対策』大国」でもあって、特に、ASEAN 諸国のうち、法執行制度が整備されていない国や対策費用が高くなってしまっている国においては、模倣品が流通している場合等に、中国源流が見つかった場合には、中国でのみ対応を取るとすることも検討しえ、要すると、常に、中国の源流と東南アジア当地での流通をそれぞれ、別個の「点」で見るとはならず、中国・ASEAN 諸国をまとめて、「線、面」で見て、国境に関わりなく、「費用対効果」が一番、高くなる対策を取ろうとすることを心がけることが重要である。

他方、最近では、日本ブランドの模倣品ではなく、安価な中国ブランド製品を輸入して、東南アジアの流通地で、商標を日本ブランドの商標に書き換えたり、日本ブランドが入った包装に入れ替えたりする等して、流通地で「模倣品」とする手口や、衣服等、相対的に製造が容易な製品分野等を中心に、東南アジアにて製造したりする等の手法も出てきている。こうした場合には、もはや中国では対策が取れないので、東南アジア当地で対応する他ないことになるが、法執行制度が整備されていない国等で対応が困難な場合には、打つ手がないという状況になってしまう。近年、中国では模倣品の摘発が厳格に行われるようになってきたので、一部の巧妙な中国模倣業者は、この点に着目して、模倣品摘発が相対的に緩い ASEAN 諸国に拠点の一部、全部を移して、模倣品の製造、販売を行うようになってきている点にも留意する必要がある。

上記のような現状を踏まえると、今後、ASEAN 諸国の全体の法執行水準が上昇し、またこれらの国々との中国政府との効果的な連携が大いに期待されることである。権利者企

業としては、模倣品を軸に、中国・ASEAN が「一体化」しつつある現状を踏まえ、中国、ASEAN 諸国の法執行制度、実務状況にかかる情報を継続的に収集した上、最適な国で、効果的な模倣対策が実施できるような体制を構築していくべきである。

(担当者紹介)

IP FORWARD International

担当者	担当箇所
日本国弁護士・弁理士 分部悠介 (WAKEBE, Yusuke)	全体監修
日本国弁護士 島田敏史 (SHIMADA, Toshifumi)	一. 調査目的・背景 二. ASEAN 諸国における模倣被害の概況 三. ASEAN における模倣被害の実態 四. 調査結果総括及び効果的対応方法
パラリーガル Kevin Yang	二. ASEAN 諸国における模倣被害の概況
パラリーガル 澤登 好香 (SAWANOBORI, Yoshika)	二. ASEAN 諸国における模倣被害の概況 三. ASEAN における模倣被害の実態

経済産業省委託

ASEAN における模倣品及び海賊版の
消費・流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

IP FORWARD

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **IP FORWARD** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。